

I. 業務運営評価に関する事項

※中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

中期目標

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

中期計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

年度計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、適性診断業務の電子化が完了したことを踏まえ、業務の集約化・効率化を引き続き行うとともに、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査及び内容を検討するための体制を整え、平成25年度までに結論を得ることとします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 平成25年度までに支所の合理化方策の結論を得るため、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、調査及び内容を検討するための体制を整えることとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成25年度までに支所の合理化方策の結論を得るため、以下の取組を行った。
 - ・平成24年5月に組織合理化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、また、検討委員会の下に、合理化方策の検討のための基礎調査等を実施する組織合理化検討プロジェクトチームを設置し、体制を整えた。

検討委員会は、平成25年3月までに計5回検討委員会を開催し、18主管支所・支所での現地調査及びヒアリングを含め、改めて支所の業務実態を調査して基礎的なデータを整理するとともに、安全指導業務への民間参入及び被害者援護業務の拡充の状況を含めた調査結果を踏まえ、可能な合理化のあり方について検討を推進した。

 - ・組織合理化検討委員会（構成メンバー：理事長、理事、審議役、部長、室長）
 - ・組織合理化検討プロジェクトチーム（構成メンバー：各部マネージャークラス等）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

主管支所及び支所について、業務の集約化・効率化にとどまらず、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、平成25年度までに合理化方策の結論を得ることとする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

中期目標

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行うとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図ることとした。
- 2) 専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を採用し、職員の資質向上を図ることとした。
- 3) 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図ることとした。
- 4) 研修の充実を図り、職員の資質向上を図ることとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成24年度において新たに23人が産業カウンセラー資格を取得した。
産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修を終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事させるなど、人材の有効活用を図った。
また、新たに11人がホームヘルパー資格を取得し、被害者援護業務に従事させるなど、人材の有効活用を図った。
- 2) 社会福祉主事任用資格を有する者1人及び産業カウンセラー資格を有する者1人の経験者採用を行い、即戦力として活用した。
- 3) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、勤勉手当及び定期昇給の判定に際し、評価結果を反映させた。
- 4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。
 - ①業務別専門研修の実施
ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を20人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師^{※1}を育成するため、1人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を25人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、28人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。

また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}192人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者）

ウ 安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員53人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報提供及び知識の習得並びに技能向上を図った。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員39人に対して、アドバイザー^{※5}資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー33人（うち、コンサルタント^{※6}10人）に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者）

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者（一定の要件に該当する者から理事長が指名する。）

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する安全評価員^{※7}を育成するため、安全評価員候補者12人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図った。

また、安全評価員8人に対して評価実施時のOJT^{※8}により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 被害者援護業務の実施体制強化のため、コーディネーター（被害者支援専門員）候補者5人に対して、本部及び千葉療護センターにおいて、医師、看護師、社会保険労務士等を講師としたコーディネーター養成研修を実施し、被害者援護業務の質的向上及び体制の強化を図った。

- ・ 介護料受給者宅等への訪問支援の充実を図るため、支所等の職員30人に対し、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援業務担当者研修を3療護センター（東北、岡山、中部）においてそれぞれ1回実施し、自宅介護で使われる医療機器及び介護に関する専門的な知識の習得を図った。
- ・ 各主管支所・支所において被害者援護業務の経験のない職員23人に対し、新たに被害者援護業務初任者研修を実施し、被害者援護業務に関連する基本的な知識・実務等の習得を図った。

オ ISO39001 の基礎知識等の養成

- ・ ISO39001 構築支援コンサルティングを担当するコンサルタントを育成するため、コンサルタント候補者13人のうち10人※9を外部研修機関の行うISO39001 基礎研修及び審査員研修に参加させるとともに、候補者13人を対象としたNASVA本部研修を実施した。

外部研修と内部研修を通じて、ISOの基本的な考え方の習得及びISO審査実務の理解、並びにISO39001 規格の詳細とコンサルティング実務に関する知識の習得を図った。

※9 これまでに当研修を受講していない者を対象とする。

カ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 不正行為防止の心構えや会計事務の基礎知識等を習得するため、新たに会計事務の担当となった職員15人に対して、会計事務担当職員研修を実施し、会計事務及び財務・会計システムの基本的な知識・操作方法等の習得を図った。

② 階層別研修の実施

- ・ 採用職員、中堅職員（チーフ級及びアシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。



【採用職員研修】



【新任マネージャー研修】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 引き続き、安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、職員に産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応して、経験者採用や国との人事交流を引き続き適確に実施し、職員の能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。
- 各年度の研修計画を確実に実施するとともに、安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 業務の運営の効率化

① 安全指導業務

中期目標

安全指導業務におけるＩＴの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

中期計画

ＩＴを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ６０％以上とします。また、契約事業者^(注１)及び貸出機器^(注２)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに５０％以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注１)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注２)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより４０％以上とします。

また、契約事業者^(注１)及び貸出機器^(注２)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を４６％以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注１)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注２)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画における目標値設定の考え方

- １) インターネット予約の利用率を４０％以上とするため、指導講習・適性診断に係る受講者・受診者の利便性向上を図ることとした。
- ２) 支所以外での一般診断の受診者の割合を４６％以上とするため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図ることとした。
- ３) 上記の取組を通じて受付業務等の省力化を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

1) インターネット予約の促進

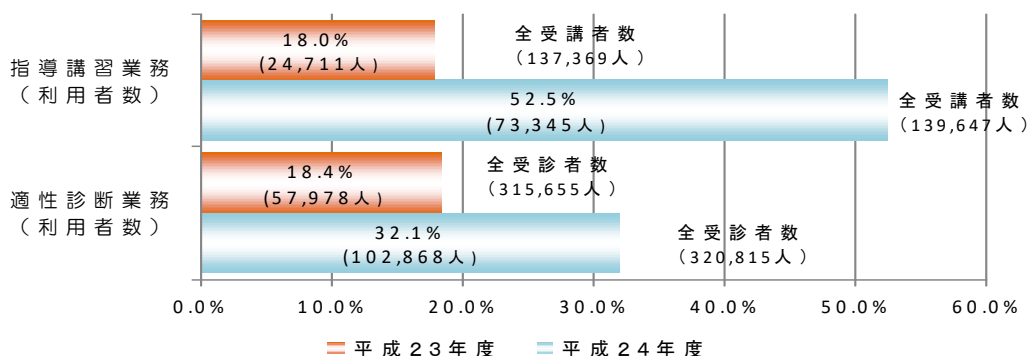
インターネット予約の周知及び利用の促進を図るため、講習会開催時にパンフレット等資料を配布し、予約方法や利便性について説明を行い、インターネット予約利用者については、予約受付開始を1ヶ月以上早くできるなどインセンティブを与えることにより、指導講習・適性診断に係るインターネット予約の利便性向上を図った。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行うとともに、実際の操作を交えた予約方法の説明を行い、併せて、適性診断については、インターネット予約に必要なID・パスワードをお知らせするなど対応を行った。

以上の取組により、インターネット予約率は、指導講習で52.5%（前年度：18.0%）、適性診断で32.1%（前年度：18.4%）となった。

適性診断に係るインターネット予約については、年度計画の40%の目標を下回ったものの、平成25年4月末時点では43.4%であった。平成24年度中におけるインターネット予約促進の効果がでているものと思われる。

インターネット予約の利用状況



※全受講者数：基礎講習、一般講習の合計

全受診者数：一般診断、初任診断、適齢診断の支所内受診合計

独立行政法人自動車事故対策機構 NASVA (交通安全)



【ホームページのトップページ中央にインターネット予約のバナーを置き利用しやすくした】



【インターネット予約促進のためのパンフレットを掲示】

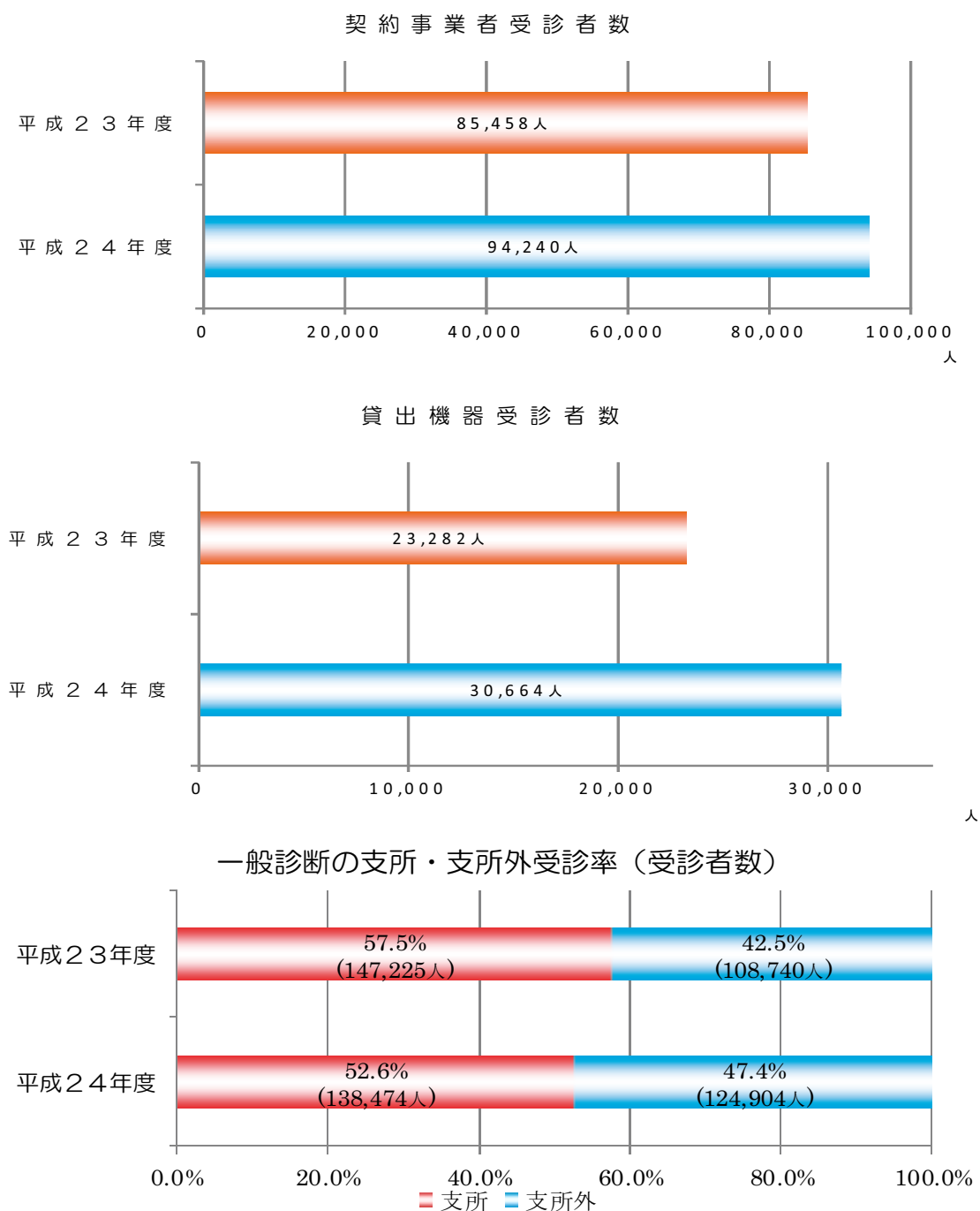
2) 支所以外での一般診断受診の促進

契約事業者に対しては、i-NATS*の利用により自社においていつでも適性診断の受診ができることに加えて、過去の受診状況について情報提供し、定期的に繰返し受診することを勧めたことにより、利用促進が図られた。

貸出機器については、講習会等において受講者に対し、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を広報したことにより貸出機器による受診者数が増加した。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、対前年度比4.9ポイント増の47.4%となった。

*新適性診断システム（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）



3) 指導講習及び適性診断におけるインターネット予約率並びに支所以外での一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断業務における電話予約対応等の時間が減少し、また、インターネット予約により受講者・受診者情報がデータ化されたため、受講者名簿、受診者名簿等が検索しやすくなり、受付業務等の効率化がなされた。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

インターネット環境（セキュリティの厳しさによる使用制限）から適性診断におけるインターネット予約を利用できない大手運送事業者の取り込みができなかったため、利用率が目標値に達しなかった。

次年度においては、引き続きインターネット予約の利便性を積極的に案内するとともに、インターネット予約を利用できない大手運送事業者に対して、インターネットを利用できる環境を構築いただけるよう、引き続き依頼していくこととしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設

中期目標

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

中期計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因について、他の医療機関を参考に分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。
- 2) 療護施設の運営委託費のコスト要因について、他の医療機関を参考に分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めることとした。
- 3) 地域医療機関との連携を図り、年間10,000件程度の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成24年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

1. 療護センター事業

(1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、前年度と比較して215百万円（10.5%）の増加となった。これは、前年度と比較して、収入が88百万円減少したこと、また、支出が127百万円増加したことによるものである。

収入の減少に関しては、医業収入では、千葉療護センター及び岡山療護センターにおけるリハビリテーションの拡充により、60百万円の増収があったが、東北療護センターを除く3療護センターにおいて、障害者施設等入院基本料の変更を余儀なくされたことに伴い、129百万円程度の減収が発生したほか、東北療護センターにおける入院患者数が減少したことに伴い、全体で111百万円の減となった。他方、外部検査収入では、受託件数の増加により前年度比4.9%増の9百万円の増収となり、これらを加えた収入額は2,397百万円で、前年度より88百万円の減となっている。

支出の増加に関しては、医薬品購入の見直し及びパンフレット作成費の縮減等により節減を図ったが、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーション体制の強化、委託先病院の給与改定等により、人件費が増加したこと、また、東日本大震災後減回していた患者の入浴回数を回復したことに伴い光熱費が増加したことなどにより、支出額は4,649百万円で、前年度より127百万円の増となった。

入院基本料算出基準の変更による減収については、関係当局の指導を踏まえ、止むを得ないものと認められるが、入院患者の減少による減収については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院期間のあり方を含めた改善策の検討が必要である。他方、リハビリテーションの拡充により医業収入が増加した点は、患者家族の希望に添うものでもあり評価できる。また、外部検査が1割以上増加したことも、努力の成果と認められる。ただし、人件費が増加する傾向にある点については、今後大きな課題となることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、改めて検討する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

脱却による退院患者数は、目標の19人を大きく上回る28人であり、優れた実績を挙げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護におけるサービス水準の向上が認められ、評価できる。

他方、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は10,132件で、前年度比24%の増、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れは1,168人日で、前年度比10%の増と、いずれも積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、試行を継続するとともに、新たに評価基準を策定するなど、患者家族からの期待に応え、積極的な取組みが行われており、評価できる。今後は、効果の検証と実施方法の検討を進めるとともに、在宅介護への普及方法について、検討する必要がある。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA 本部並びに各主管支所及び支所

の職員が、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強め、メディアを通じた広報に取り組むなど、努力が認められる。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標の31件を超える36件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、周辺病院にも整備されている影響を受けながら、目標を14%上回る11,385件を受託し、いずれも努力が認められる。

委託病床の拡充については、近畿地区は泉大津市立病院（大阪府泉大津市）を委託病院先として決定の上、平成25年1月4日に8床により開設し、4月1日から16床への増床を行うなど、着実に推進しており、評価できる。

一方、関東地区については、入札を行ったが委託先が決まらず、引き続き調査を実施しているが、希望病院が現れない状況である。応札病院を確保することが先決であり、再度の入札に向け、鋭意調査を継続する必要がある。

2) 療護センターの運営委託費のコスト要因について外部委託により、他の医療機関を参考にしつつ、財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。また、委託病床については、委託先病院における委託病床に係る収支状況について、個別の調査を実施した。

運営委託費については、障害者施設等入院基本料の変更に伴う収入の減少、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーションに関しての体制の強化、委託先病院の給与改定に伴う人件費の増加、東日本大震災後に減回していた患者入浴回数の回復に伴う光熱費の増加等により増加しているが、医薬品購入の見直し及びパンフレット作成費の縮減等個別の支出についてその都度検討を行い、引き続きコスト削減に努めている。

<参考>

療護センターの運営委託費のコスト要因についてコンサル会社に調査を委託。

調査報告書の概要は、以下のとおり。

（総論）

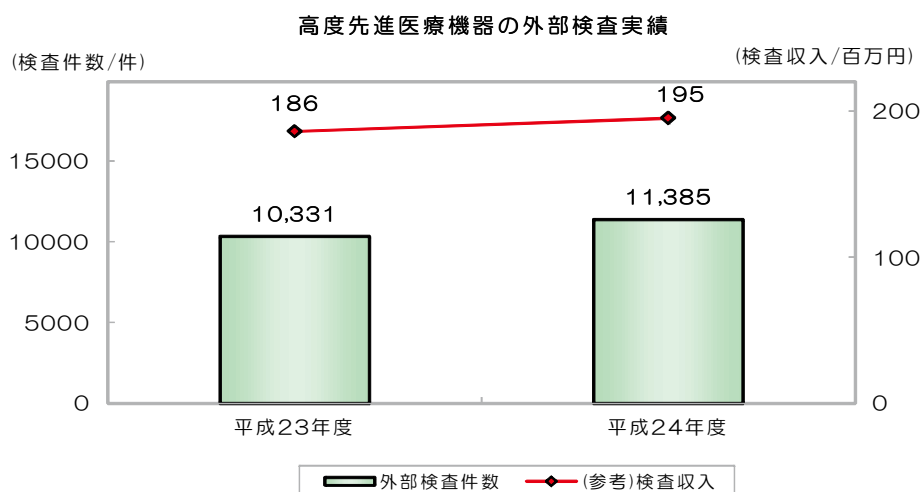
- 療護センターは遷延性意識障害者に特化した治療及び看護を行う特殊性があり、一般病院とはその目的及び経営環境が異なる。
- 費用面では、急性期である脳神経外科患者への対応を行えるだけの施設・整備を有し、急性期の最高水準以上の看護体制を実施しており、人件費を中心に大幅に増加する一方で、収入面は、慢性期の患者を対象としていることから診療行為が限られ、収入は大きく落ち込むため、構造的に赤字となる。
- 療護センターの設立経緯、運営の根幹にも影響することから、直ちに変更できるものではないが、この構造を常に認識しておく必要がある。

（個別事項）

- 財務諸表（損益計算書）においては、病院会計規則に則して会計処理がされており、費用の計上に関しても医業費用及び医業外費用に区分しており、計上内容も概ね妥当。
- 患者1人に対して1.3人の看護職員を配置とするNASVAの基準（雇用ベース）は、看護職員の人件費を高め、療護センターの収支を大きく圧迫。看護補助者（介護福祉士）も含めた看護要員全体の人員を確保し、看護・介護体制を再構築することも方策として考えられる。

- 療護センターに設置した高度先進医療機器について、外来患者の積極的な受け入れは、有効活用や地域医療への貢献の観点から引き続き実施すべき。しかしながら、経営的な観点からすれば、入院患者に対する治療・検査や研究を行う上で、入院患者の脳の状態の詳細な評価を行うために整備することが必須とされている医療機器であっても、他の医療機器又は併設病院の医療機器により概ね補完が可能であること、及び、費用対効果や運用実態等を踏まえ、必ずしも保有する必要性が高くないと認められるものである場合には、当該機器の更新等を行わないことが必要ではないかと考えられる。

3) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,385件（対前年度比 1,054件、10.2%の増）の外部検査を受託し、1億9,528万円（対前年度比 918万円、4.9%の増）の収入を得た。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。
- 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、コスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつも、情勢変化に対応した業務の見直しにより、コスト削減に努める。
- 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。
 - (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
 - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
 - (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
 - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

中期計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。
また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

年度計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。
- エ また、貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなど、必要な調査や分析を行いつつ、次年度の検討会の開催に向け、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討します。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保することとした。
- 2) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。
- 3) 貸付制度の周知についてはこれまでも取り組んできたところであるが、更に制度を必要とされている方に認知されるよう、周知を徹底することとした。
- 4) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化のため、債権管理目標を設定し取り組むこととした。
- 5) 貸付については近年減少傾向にあることから、減少の要因及び貸付需要の分析を行うとともに、

債権管理・回収コストについて、他の制度と比較するなどにより要因を分析し、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討することとした。

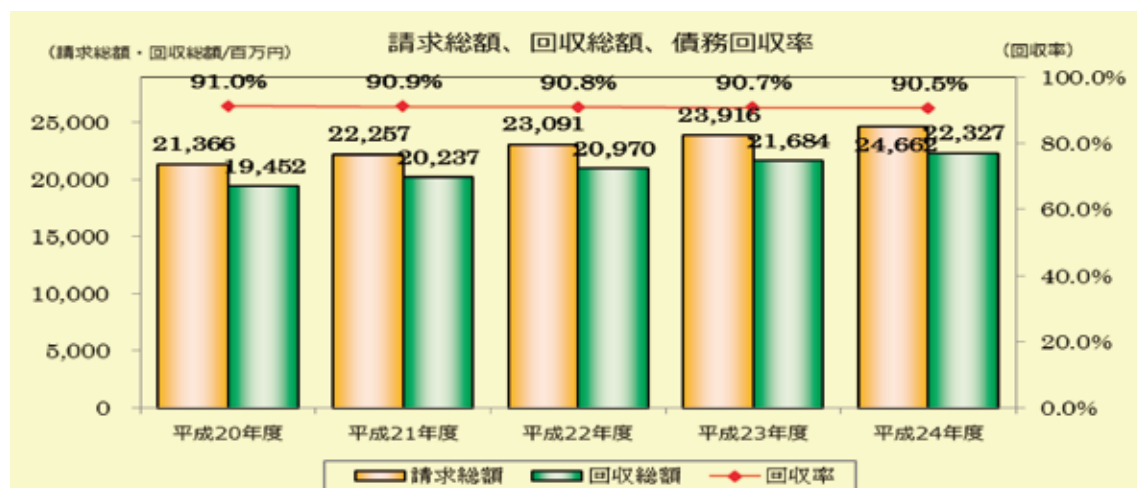
当該年度における取組み

1) 債権回収実績

債権回収率		
回収予定額（A）※1	回収額（B）※2	回収率（B÷A）
24,662百万円	22,327百万円	90.5%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額（請求総額）

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている



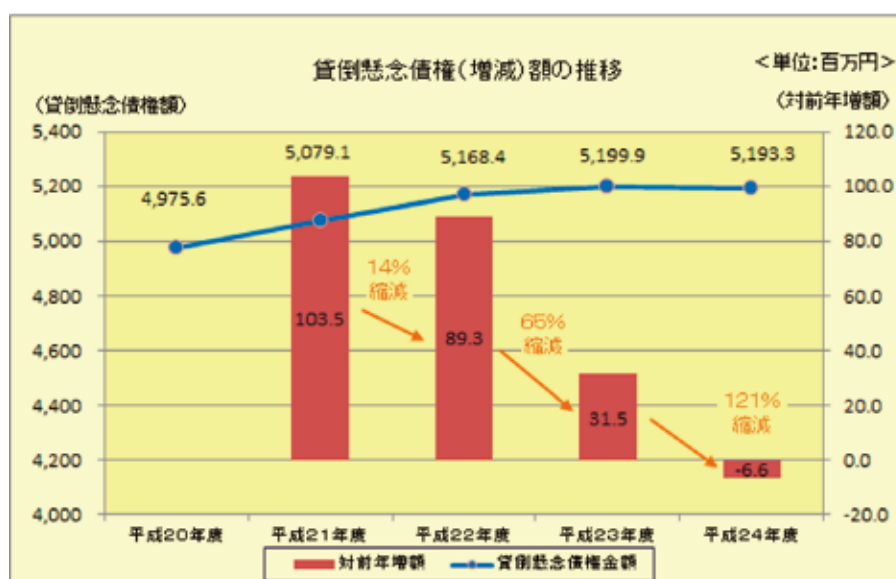
○ 効果的な債権回収の取組

(1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理

延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について、延滞金が付加されないよう適切な措置を講ずるため、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期折衝に取り組んだ結果、平成24年度は、一般債権から貸倒懸念債権に分類換えされた債権が減少したことにより、過去5年間で初めて貸倒懸念債権額が減少（次ページのグラフ参照）するなどの効果が現れ、債権回収率90.5%を確保した。

(2) 「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理

交通遺児等への貸付は、自動車事故被害に起因する生活困窮家庭に対して無利子の貸付を行うことにより、遺児等の健全育成を支援することを目的とするものであり、その一環として推進する「友の会」活動が、債権の適正な管理の面でも効果を発揮している。



NASVAでは交通遺児等育成資金貸付による財政的支援のほかに、交通遺児等の健全育成を目的とした「友の会」活動を実施しており、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、会員相互の連帯感を高めることにより、貸付金を次の交通遺児等の育成支援の原資として返済いただくよう、意識の醸成を図っているところである。さらに貸付期間終了後も「友の会」会員としてフォローアップしていることから、回収率の高水準維持を可能としている。

2) 貸付債権の適切な評価及び公表

債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価

(単位: 千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a × b)
一般債権	4,925,686	99.8%	4,915,835
貸倒懸念債権	5,193,302	56.7%	2,944,602
破産更生債権等	338,048	0%	0
合 計	10,457,036	75.2%	7,860,437

貸倒引当金

債権の区分※	債権残額 (a)	引当率 (b)	貸倒引当金 (a × b)
一般債権	4,925,686	0.2%	9,851
貸倒懸念債権	5,193,302	43.3%	2,248,700
破産更生債権等	338,048	100%	338,048
合 計	10,457,036	24.8%	2,596,599

※ 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

3) 貸付制度の周知徹底

貸付制度の周知については、これまでも損害保険会社、警察、社会福祉協議会等へのリーフレットの配布、市町村の広報誌掲載について働きかけを行ってきたところであり、平成24年度においては、新たに以下の取組を行った。

- ・内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会（東京、福岡及び仙台で開催）に参画の上、被害者援護業務及び貸付制度の説明並びに制度周知に関する協力依頼を行った。



【東京における意見交換会】



【仙台における意見交換会】

- ・自動車整備事業者は損害保険代理店を兼業しているところが多く、被害者に対する情報提供の機会が期待できることから、自動車整備事業者を会員とする一般社団法人日本自動車整備振興会に対し以下の協力を依頼したところ、快く受け入れて頂いた。

- ① 会報にNASVA被害者援護業務の紹介記事を掲載。
- ② 会員9万7千事業者に対し育成資金貸付の案内リーフレットを送付。



4) 債権管理・回収の強化

早期の折衝を柱に債権管理・回収を一層強化し、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者のうち、69.6%との折衝を実現した。

この取組により、平成24年度は、過去5年間で初めて貸倒懸念債権額が減少した。

5) 貸付の減少要因の分析及び需要の把握、債権管理・回収コスト要因の分析

① 貸付の減少要因の分析

全国の支所に配置している家庭相談員のうち、職務経験が概ね10年以上の24人を対象に新規貸付件数の減少要因について聞き取り調査を実施した結果、主な回答は次のとおり。

- ・自動車事故件数・死者数の減少
- ・補償金額の充実、他の給付制度（児童手当等）の充実
- ・個人情報保護法による事故情報の入手困難
- ・借入れに対する抵抗感（子供に借金を残したくないという保護者の意識）

② 貸付需要の把握

家庭相談員に対する調査において、8割以上が貸付の需要はあるとの回答。その理由として、広報・周知不足、他の団体との連携強化の必要性が挙げられた。

また、10万人を対象にインターネットモニター調査を実施したところ、貸付制度の受給条件に該当する者が17人存在する結果が出た。該当者へ需要喚起方策について聞いたところ、主な回答は次のとおり。

- ・受給要件（生活〔収入〕条件）の緩和
- ・貸付金の弾力化（金額の選択、期間の選択等）
- ・制度周知の徹底

③ 債権管理、回収コスト要因の分析

NASVAの貸付制度と類似の制度を所管する団体とのコスト比較により要因分析を行うため、公益財団法人交通遺児育英会及び独立行政法人学生支援機構の債権管理体制、コスト状況等についてヒアリングを行ったところ、以下の点にコスト要因があることが判明した。

- ・公益財団法人交通遺児育英会
 - 債権管理システム開発・運用保守経費
 - 口座引落、コンビニ収納による代行手数料
- ・独立行政法人学生支援機構
 - 債権管理システム経費
 - 折衝業務（延滞3か月～1年）の代行手数料

上記調査等で得た情報をもとに、貸付需要喚起のための取組方策と効果的かつ効率的な回収手法について検討を行うこととしている。

〇コスト削減に向けた調査

債権管理・回収コスト分析のため調査を行った他制度はどちらも奨学金債権であり、育成資金債権であるNASVAの貸付金と種別が違う点、貸付対象が義務教育終了前の子供であることから、主に手続きは法定代理人親権者が本人に代わり行うため、返還意識に及ぼす影響につい

て違いがある点を留意すべきである。

さらに、コンビニエンスストアでの収納、電話による督促の外注については、新たにコストが増加することから、費用対効果を検証する必要がある。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保する。
- 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。
- 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行う。
- 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握について平成24年度に実施した調査の結果に基づき、検討会を開催し、効果的かつ効率的な支援のあり方について検討する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

④ 業務全般

中期目標

- ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。
- イ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

中期計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成23年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成23年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成23年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.96参照）における効率化係数（一般管理費0.97/年、業務経費0.98/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減することとした。
- 2) 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保

等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

当該年度における取組み

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲ 3%削減）を上回る経費削減（▲8.8%）を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成24年度削減目標額と削減実績額

削 減 目 標 額	削 減 実 績 額	対前年度予算比
▲ 10百万円	▲ 29百万円	▲ 8.8%
削減目標額 ▲ 10百万円 = 前年度予算額 331百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 29百万円 = 平成24年度決算額 302百万円－ 前年度予算額 331百万円	対前年度予算比 ▲ 8.8 % = 削減実績額 ▲29百万円÷ 前年度予算額 331百万円

(参 考)

平成24年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成23年度 予 算 額) (A)	平成24年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	331	321	302	▲ 10	▲ 29	19
特殊要因等経費	783	693	681	▲ 90	▲102	12
合 計	1,114	1,014	983	▲100	▲131	31

※ 特殊要因等経費 … 公租公課、事務所借料

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲2%削減）を上回る経費削減（▲2.4%）を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成24年度削減目標額と削減実績額

削 減 目 標 額	削 減 実 績 額	対前年度予算比
▲ 84百万円	▲101百万円	▲ 2.4%
削減目標額 ▲ 84 百万円 = 前年度予算額 4,197 百万円 × 削減目標率 ▲ 2 %	削減実績額 ▲ 101 百万円 = 平成 24 年度決算額 4,096 百万円 - 前年度予算額 4,197 百万円	対前年度予算比 ▲ 2.4 % = 削減実績額 ▲101 百万円 ÷ 前年度予算額 4,197 百万円

(参 考)

平成 24 年度業務経費（介護料を除く）予算・決算額

（単位：百万円）

区 分	基 準 (平成23年度 予 算 額) (A)	平成24年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	4,197	4,113	4,096	▲ 84	▲ 101	18
特殊要因等経費	402	452	365	50	▲ 37	87
合 計	4,599	4,566	4,461	▲ 34	▲ 139	105

※ 特殊要因等経費 … 「一般病院への委託経費」、「看護機能の強化経費」、「自家発電設備燃料タンクの容量増加経費」、「自動車アセスメント移管に係る経費」

※ 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

(参 考)

経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
7. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用等）
8. 光熱水料の削減（冷暖房の適正温度の徹底等）
9. 事務所賃料の見直し（事務所周辺の不動産情報を入手し、交渉を積極的に行う。）

2) 契約については、以下の取組を行った。

○ 契約件数及び契約金額の状況

①一般競争入札の状況

平成24年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、4.1億円減少した。入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、56件と大幅に増加（21件増）した。

②競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成24年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、28件と増加（14件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、6.2億円と増加（4.8億円増）した。

③競争性のない随意契約

平成24年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、80件と大幅に減少（63件減）し、契約金額では平成18年度実績36.9億円に比べ、32.4億円と減少（4.5億円減）した。

区 分		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9	93	10.0	61	10.8	56	7.7
	うち総合評価 入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2	4	3.8	4	4.1	6	3.1
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1	32	6.1	30	4.3	28	6.2
競争性のない随意契約		143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	86	29.0	78	30.2	80	32.4
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	211	45.1	169	45.3	164	46.3

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

随意契約の見直しとして「平成19～24年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20～24年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成24年度一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達（経理）第23号）により、平成23年度に締結した一般競争入札61件（うち1者応札・1者応募10件）、競争性のある随意契約（企画競争、公募）30件、競争性のない随意契約78件のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載し公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成24年度においては、監事監査については本部ほか17支所（4主管支所及び13支所）、会計監査人については本部ほか3主管支所の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」において、平成23年度の契約につきその透明性・公平性について厳格な見直しを行い、平成24年度は、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善がなされており、契約監視委員会の意見に従い、一者応札の改善策等を講じていることが認められる。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

○ 一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く）について、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減する。

○ 引き続き、契約に関し国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて

設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した、「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成24年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成24年度の競争性のない随意契約80件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	54件	544百万円
事務所清掃業務	4件	8百万円
事務所移転に伴う原状回復工事	1件	3百万円
療護センター等運営委託費	7件	2,624百万円
自動車アセスメント試験車両購入	13件	58百万円
財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
合 計	80件	3,240百万円

（注1）金額は、四捨五入のため、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について、東京主管支所は貸主が2社である。

○ 内部統制のための取組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

（1）契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

（2）監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を平成24年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

（3）予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成24年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

（4）総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成24年度においては、中部療護センター核医学断層撮影装置（SPECT）購入・据付、東北療護センターコンピュータ断層撮影装置（CT）購入・据付、療護施設機能の一部の一般病院への委託事業（泉大津市立病院）、各主管支所・支所において使用する自動車計3件3台を総合評価落札方式により調達している。

（5）企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成24年度においては、7件の企画競争を実施している。

（6）審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

（1）公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

（2）競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

（3）仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とし

ている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高めている。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVA における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成24年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

中期目標

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

中期計画

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画

エ 内部統制については、現状を踏まえた機構の業務運営方針を明確化し、全役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、監事監査及び平成23年度から強化した会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。また、各種会議及び機構内イントラネットによる情報共有・伝達システムを活用し、コミュニケーションの活性化を図ります。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適宜外部評価を受けるなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 業務運営方針の明確化と全役職員による共有化を図ることとした。
- 2) 定期的に業務実績や課題を整理し、また、監事監査や会計内部監査により業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図ることとした。
- 3) 各種会議及びイントラネットによる情報共有・伝達システムを活用し、コミュニケーションの活性化を図ることとした。
- 4) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進することとした。

当該年度における取組み

- 1) 新たな業務運営方針を策定するため、役員等によるフリーディスカッションを行い、新たな業務運営方針を策定した（平成25年4月2日決定、同日理事長より本部、各主管支所、各支所を通じて全職員へ周知）。
- 2) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査（20箇所）を実施した。

さらに、監事監査（１８箇所）を通じて業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

併せて、コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、コンプライアンスの実践状況を確認するためのチェック表を配付し、各自、自己の行動がコンプライアンス実践マニュアルに沿って行動できたか確認するとともにマニュアルの再徹底を図った。

- ３） 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を進めた。
 - ４） 本部事務所に設置していた情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対応するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビルに移設するなど運用の改善を図った。
- 地震災害にかかる対応として、全役職員の安否確認、支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、警備会社が提供する安否確認サービスの利用を開始した。これにより、震度５弱以上の地震が発生した地域の役職員の安否、その他の被害の有無等を迅速に把握することが可能となり、自然災害へのリスク対応を図った。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図る。併せて、会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。
- さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図る。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

年度計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-N A T S（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

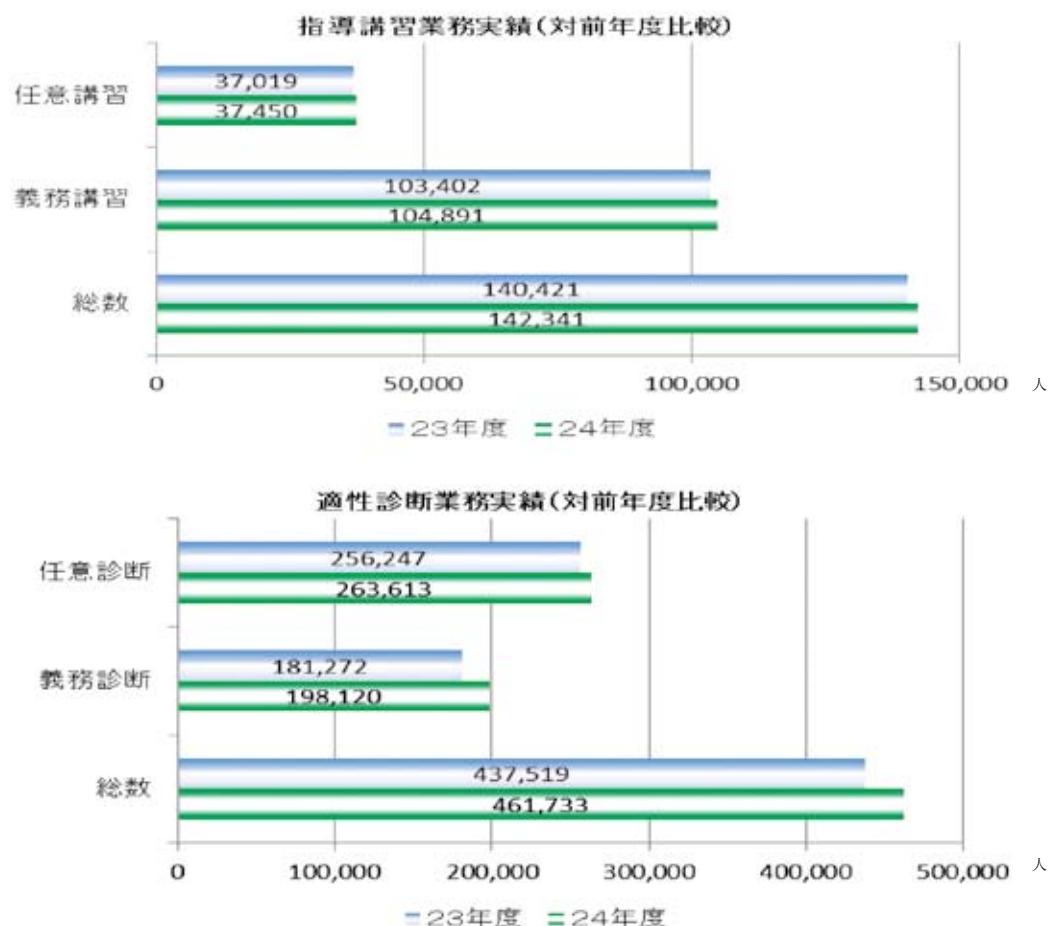
加えて、認定取得に関心を有し又は既に認定を受けている民間団体等への調査をもとに民間参入の障壁となる要因分析等を行うとともに、その結果を踏まえ、次年度の取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）の策定に向けて、その検討を行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施することとした。
- 2) さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、NASVA が開発した i-N A T S（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援することとした。
- 3) 認定取得に関心を有し又は既に認定を受けている民間団体等への調査をもとに民間参入の障壁となる要因分析等を行い、その結果を踏まえ、次年度の取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）の策定に向けて検討を行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下の通り、指導講習受講者の総数は、対前年度比101%の142,341人、適性診断受診者の総数は、同比106%の461,733人となった。



2) 民間団体等の認定取得支援

○国土交通省主催の説明会対応

国土交通省が主催する民間参入のための説明会（地方運輸局9ヶ所10回開催）に本部及び各主管支所の職員が出席し、使用する講習教材や診断機器の提供が可能なことを伝え、認定取得に必要な要件研修（講習講師の教育訓練、カウンセラーの教育訓練）の実施等について質問及び要望があり対応した。



【説明会の様子】

○ホームページによる情報提供

「教育訓練の実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」についてNASVAホームページへの掲載を行い、民間参入に関する情報提供を行った。



【ホームページ掲載内容抜粋】

○認定取得のための支援実績

使用する講習教材や診断機器、認定取得に必要な要件研修（教育訓練）について内部規程を整備するとともに、以下の支援を実施した。

〔指導講習〕

- ・指導講習教材の提供：19者に対し提供
- ・講習講師の教育訓練：3回開催し、延べ53者82人が参加

〔適性診断〕

- ・i-NATS導入支援：14者に対し提供
- ・カウンセラーの教育訓練：2回開催し、延べ24者34人が参加

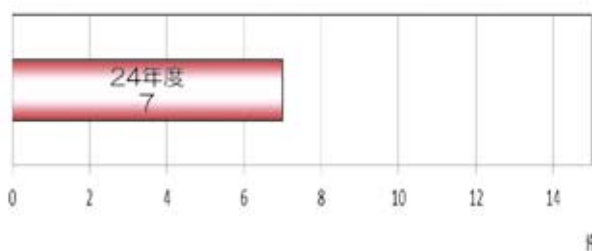


【講習講師の教育訓練の様子】

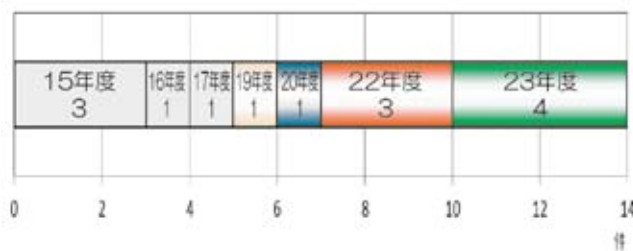
○民間参入の状況

平成24年度において、国土交通省より認定された事業者数について、指導講習では7者が認定を受けた。適性診断においては新たな認定はなかったが、24年度中に認定申請を行っていた者が25年4月に5者認定を受けた。25年5月末現在における認定団体の総数は、指導講習で12者、適性診断で22者となっている（いずれもNASVAを除く）。

指導講習民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）



適性診断民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）

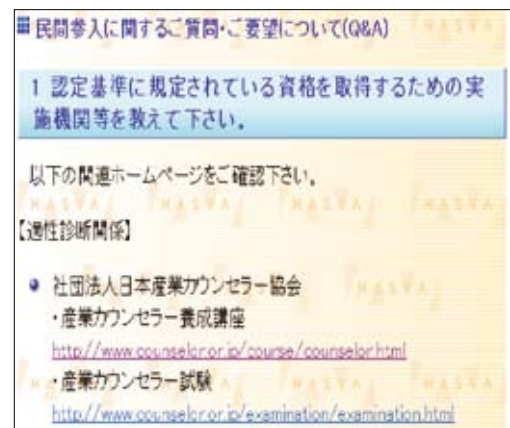


- 3) 国土交通省が実施した説明会（地方運輸局9ヶ所10回）に参加した自動車教習所等の事業者251者に対して、参入の促進を図るためのアンケート調査（回収件数121者、回収率48.2%）を10月に実施した。

アンケートの結果、国土交通省における説明会でのNASVAからのフォローやホームページでの情報提供等の参入支援策により、NASVAの指導講習教材を利用する前提で講習業務の認定を取得したいとする者が40者、i-NATSを利用する前提で診断業務の認定を取得したいとする者が39者、合計79者が参入の意向を示したことから、NASVAでは参入の意向を示している者が速やかに認定取得のための手続きに移行できるよう、指導講習教材の提供や i-NATSの提供、資格要件研修の開催案内を行うとともに、認定取得に関する詳細な案内とFAQをホームページに掲載し、民間参入促進のための取組を行った。

次年度以降の取組として、アンケートにおいて「検討中」及び「取得しない」と回答した事業者は、講師等の専門要員の確保、教材等の作成及び採算性について課題があると回答していることから、その課題の払拭に向けた取組を行うこととしている。

【認定取得に関する情報を HP に掲載】

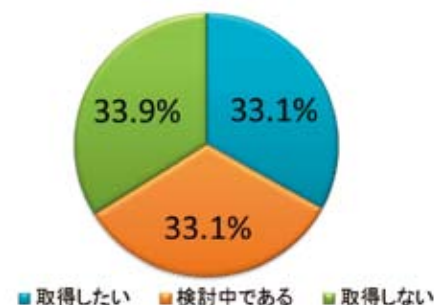


アンケート結果

【指導講習について】

指導講習の認定取得について

- ・ 認定を取得したい：40者（33.1%）
- ・ // 検討中：40者（33.1%）
- ・ // 取得しない：41者（33.9%）



【適性診断について】

適性診断の認定取得について

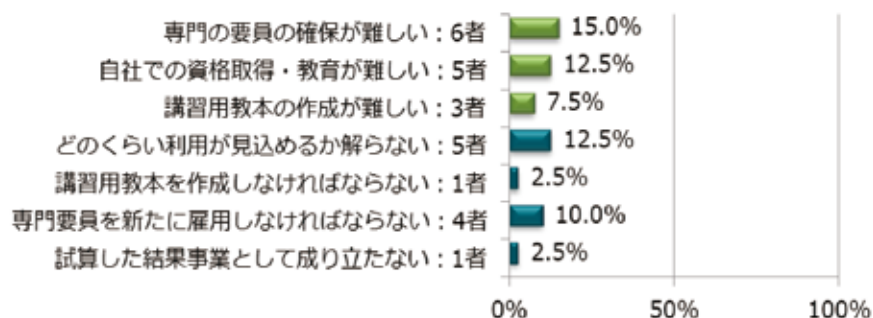
- ・ 認定を取得したい：39者（33.3%）
- ・ // 検討中：43者（36.8%）
- ・ // 取得しない：35者（29.9%）



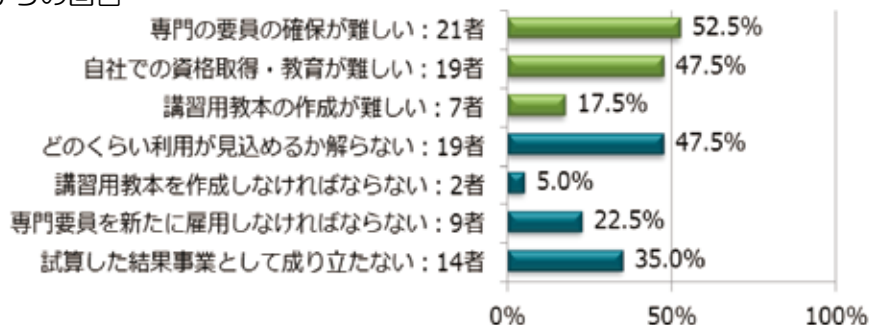
[認定取得にあたっての課題等について]

○指導講習関係

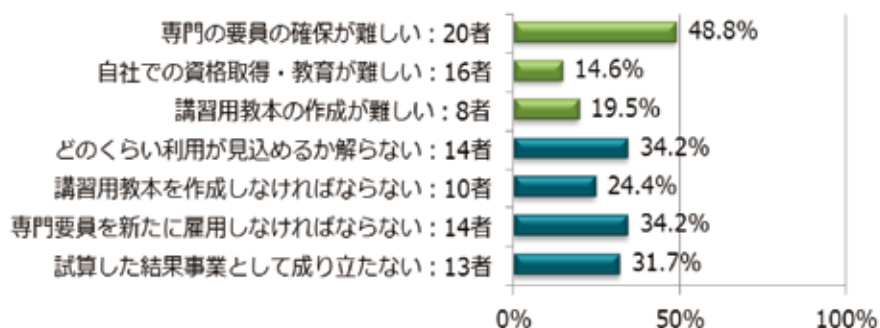
・「認定を取得したい」事業者からの回答



・「検討中」事業者からの回答

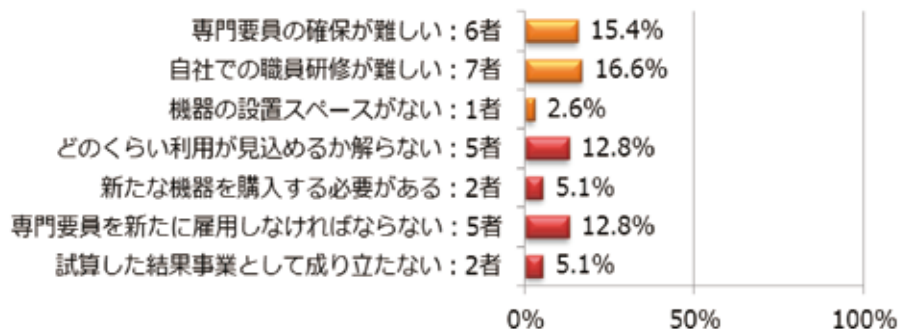


・「取得しない」事業者からの回答

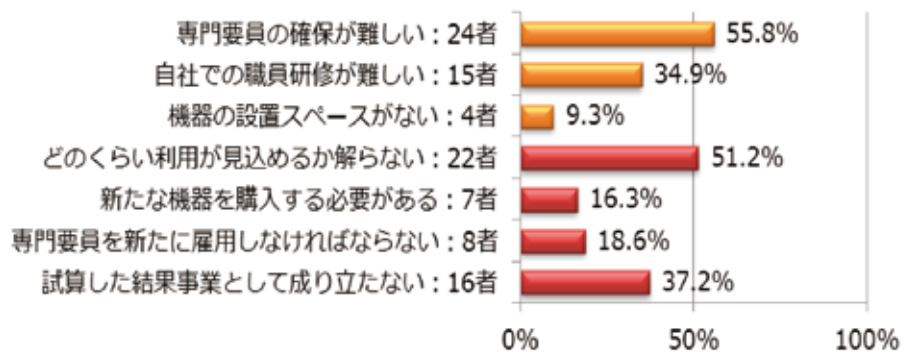


○適性診断関係

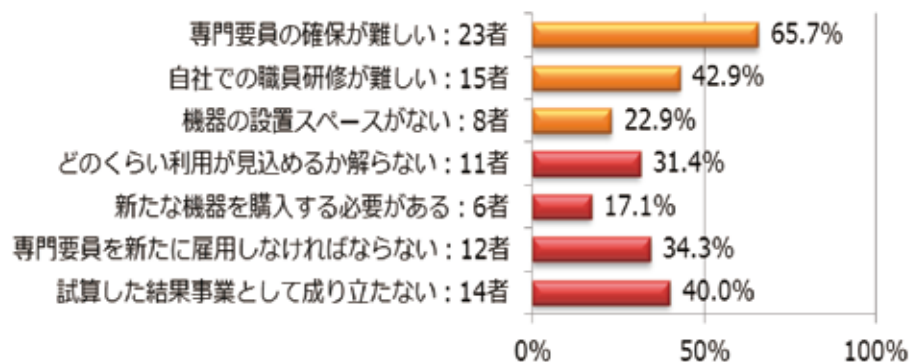
・「認定を取得したい」事業者からの回答



・「検討中」事業者からの回答



・「取得しない」事業者からの回答



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施する。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、NASV Aが開発した i-NATS の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援する。

加えて、前年度に民間団体等に対して実施した調査結果を踏まえ、参入障壁となっている職員養成及び診断機器・講習教材等に関する取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む）を策定する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。
また、自動車運送事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を行いやすいよう、適性診断票等の更なる改善を行います。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成24年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行うこととした。
- 2) 適性診断においては、自動車運送事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を行いやすいよう、適性診断票等の更なる改善を行うこととした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度（5段階評価）の調査を行い、4.0以上の評価を得ることを目標とした。

当該年度における取組み

1) 指導講習教材の改訂等

指導講習時において、運行管理者等に最新の情報を提供するため、運行管理に関する法令の改正内容や、平成24年4月29日関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大事故等を受け国土交通省より発出された通達等とともに、「長時間運行・夜間運行等における過労防止策」について掲載し、併せて過労運転を防ぐための視聴覚教材を作成した。

また、トピックスとしてISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）が発行されたことや国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」について掲載した。



【視聴覚教材】

2) 自動車運送事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を行いやすいよう、適性診断票等の更なる改善を図るため、運行管理者等が点呼の際にドライバーに対して、適性診断結果の注意点を適切にアドバイスできるよう、要点をまとめたページを作成することとした。

3) 安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：平成24年11月～平成25年2月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	5,510	4,977	365	2,885	2,000
回収件数	4,938	4,977	307	2,885	859
回収率	89.6%	100.0%	84.1%	100.0%	43.0%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.51	4.41	4.43	4.69

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.41	3.93	4.41	3.73	4.37	4.26	4.76	4.69	4.56	4.54

一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.43	4.14	4.47	4.01	4.34	4.36	4.40	4.72	4.63	4.46	4.56

特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.69	4.54	4.66	4.22	4.63	4.66	4.51	4.90	4.81	4.71	4.88

○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度		i-NATS の分かりやすさ	適性診断の的確度	診断票 記載内容の 分かりやすさ	事故防止への 有用度	診断結果の活用度 (意向)	アドバイザー・ カウンセラーの 分かりやすさ	職員の対応
全体	4.39	4.05	4.37	4.35	4.34	4.64	4.57	4.60
一般診断	4.24	4.17	4.36	4.37	4.34	4.62	4.92	4.61
初任診断	4.38	3.99	4.35	4.33	4.31	4.68	4.52	4.53
適齢診断	4.29	3.30	4.37	4.15	4.30	4.57	4.46	4.67
特定診断	4.64	4.12	4.65	4.61	4.55	4.78	4.91	4.71

※一般診断には、カウンセラー付き一般診断を含む。

○事業者の評価度

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	バス	ハイタク	トラック
4.28	4.33	4.25	4.27

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行う。また、適性診断においては、自動車運送事業者が、適性診断結果を活用して運転者教育を行うやすいよう、適性診断票等の更なる改善を行う。
- 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

- ④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

年度計画

- ④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図りつつ、安全マネジメント体制の構築、改善を支援するため、以下の事業を実施することとした。

- ・ 運輸安全マネジメント評価
- ・ 安全マネジメントコンサルティング
- ・ 安全マネジメント等に係る講師派遣
- ・ 安全マネジメント講習会の開催
- ・ 安全マネジメント支援ツール講習会の開催
- ・ 安全マネジメント内部監査講習会の開催
- ・ 本部において、大規模セミナーの開催

また、関係法令の改正等に応じた適時、適切な情報提供を行うために、講習テキストの改訂、支援ツール教材の作成等を行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者の安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、安全統括管理者等）へのインタビューを行い、併せて文書や記録の確認等を行うことにより、安全への取組に優れている点を評価するものである。また、安全の取組に関して改善の余地のある場合は助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスをを行っている。平成24年度においては、全国で20事業者にに対し評価を実施した。

評価を行う安全評価員を養成するため、平成24年度は新たに9人を国土交通省主催の研修に参加させるとともに、安全評価員候補者12人に対し、NASVA 主催の「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を受講させ、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の確保に努めた。

なお、現在選任されている安全評価員に対しては、実際の評価に参加させるなどOJTにより力量の維持・向上を図っている。

【事業者からのコメント】

「具体的なアドバイスにより漠然としていた課題の整理ができた。」「PDCAサイクルのC（チェック）が弱いことが認識できた。」「今後もマネジメント体制を外部評価でチェックする必要がある。」「更なる安全管理体制の確立のため、参考になった。」等



【評価実施風景】

○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

（1）安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国で49件（バス19件、ハイタク11件、トラック19件）当該事業所（本社、営業所等）で実施した。

コンサルティングでは、NASVA担当者は幾度となく事業者へ足を運び、ヒアリング等を実施することで事業者が抱える問題点等を的確に把握し、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行う。このため、担当者は、当該事業者との日々のコミュニケーションを心がけ、事業者にとって頼れるパートナーとなることを目指している。

【事業者からのコメント】

「管理者の意識や行動が変わった。」「改善する内容がわかった。」「事故防止効果がある。」「事故が減ってきた。」「従業員の意識が変わった。」等



【コンサルティング実施風景】

(2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的としたNASVA職員による講師派遣を全国で479件実施した。

【事業者等からのコメント】

「安全意識が向上し、自信がついた。」、「管理者や乗務員の取り組む姿勢が前向きになった。」、「安全マネジメントの取組み方、知識等が把握できた。」等

○ 安全マネジメント関係講習会

(1) 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした安全マネジメント講習会を全国で87回開催し、2,395人の経営者等が受講した。講習会では、運輸安全マネジメント制度の概要及び安全管理体制の構築と運用等に関する講義に加え、個別事業者の取組事例の紹介等、経営者等が安全マネジメントに取り組む上で参考となる情報提供を行った。

また、講習テキストにおいても、自動車運送事業者の安全マネジメントへの新たな取組事例や最新の国の関係通達等を反映し、適時、適切な情報提供を行った。

【経営者等からのコメント】

「安全に対する意識が変わった。」、「安全マネジメントへの取組がより具体的にイメージすることができた。」等

(2) 安全マネジメント支援ツール講習会

デジタル式運行記録計（タコグラフ）、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器等を活用した運行管理や事故防止関連のツールが普及・拡大している状況等を踏まえ、活用方法等を紹介するとともに、講習テキスト（事故防止・再発防止対策策定マニュアル）を使用した支援ツール講習会を全国で64回開催し、1,130人の運行管理者等が受講した。

講習会では、グループ討議を取り入れ、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法について事業所等に持ち帰って実践できるよう、内容を充実させた。

【運行管理者等からのコメント】

「ドラレコ映像の活用方策が理解できた。」、「映像を使っの講義が有意義。具体的に解りやすかった。」、「グループ(小集団)活動が参考になった。」等

なお、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT」、「KYTⅡ」をこれまで頒布し好評をいただいていたことから、新たに「バス編」「タクシー編」「トラック編」各10事例、合計30事例を収録した「KYTⅢ」を作成した。



【ドラレコKYTⅢ】

(3) 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした内部監査講習会を全国で52回開催し、720人の監査担当者等が受講した。講習会では、内部監査の実践方法、監査結果を踏まえた是正措置の計画策定方法等に関する講義に加え、ケーススタディを用いたグループ討議を行い、監査担当者が取り組む上でより実践的な講習を行った。

【監査担当者等からのコメント】

「客観性を持つなど、有効な内部監査の方法が理解できた。」、「内部監査は、このような機会がなければ知識を得るのは難しいので非常に参考になった。」等

○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO39001制度の紹介等を主体とした大規模なセミナーを東京で開催した。

平成24年度のセミナーにおいては、昨今の運転労務管理において話題となっている過労運転の防止に関する基調講演及び特別講演を行うとともに、ISO39001が国際規格として正式に発行された直後のセミナーであることを踏まえ、特別講演及び先進的な取組を行っている事業者を招いてのパネルディスカッションを実施した。



【セミナー実施風景】

【経営者等からのコメント】

「安全マネジメントの重要性が理解できた。」、「過労・疲労に関する知識が習得できた。」、「ISOに関して基本コンセプトを知ることができた。」、「個別事業者の取組報告がとても参考になった。」等

『第7回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成24年10月19日（金）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等822人（平成23年：791人）

○ その他安全マネジメント関連業務

・ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）

貸切バスは、観光バスとしてのサービスのほか、イベント輸送等様々なニーズに対応する輸送サービスとして広く利用されており、安全性確保の取組はもとより、良質なサービスの提供が期待されている。しかしながら、利用者にとって個々の貸切バス事業者の安全に関する取組を確実にしているか否かを判断することは難しいため、平成23年8月より公益社団法人日本バス協会では安全性やその取組状況に関する評価認定を行い、認定された事業者は同協会等のHPで公表している。

NASVAでは、これまで「運輸安全マネジメント制度」等に携わり一定の知見等を有していることから、評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協力要請が

あり、NASVAとしては「自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導」という業務であることから、当該業務を行うことは適当であると判断し、平成23年度より評価認定業務に協力している。

【これまでの受託実績】

- ・平成23年度 157事業者
- ・平成24年度 210事業者（一次申請147事業者、二次申請63事業者）



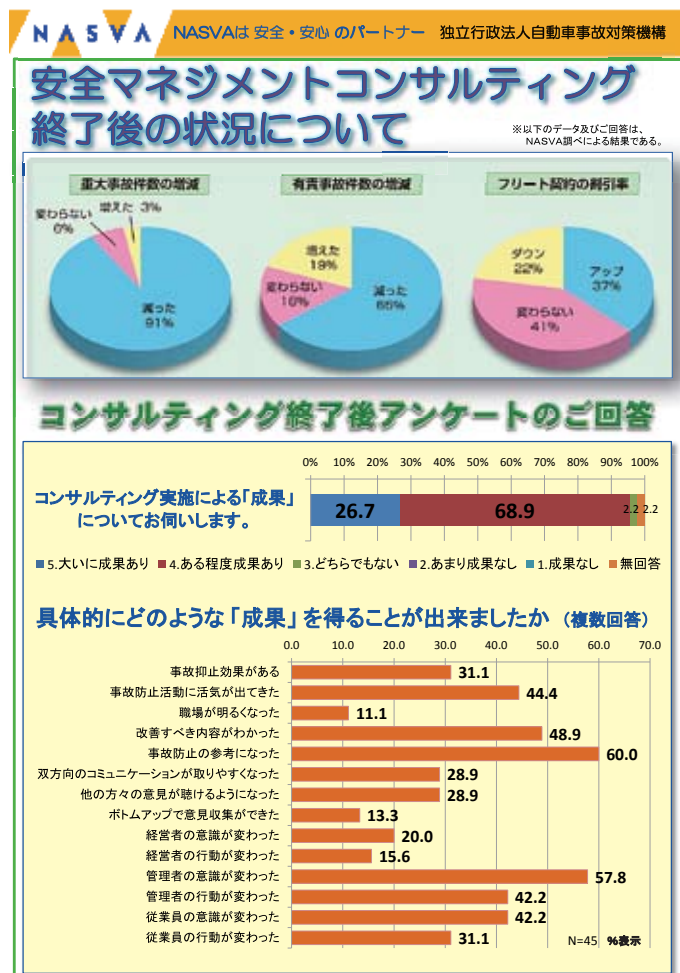
【安全確認審査実施風景】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 運輸安全マネジメント評価及び安全マネジメントコンサルティング業務について、引き続きトップセールス、講習会開催時等における積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的としたコンサルティングの充実を目指すとともに、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請に応じた安全教育等に係る講師派遣業務を積極的に実施する。
- 安全マネジメント関係講習会やセミナーを実施し、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの更なる浸透・定着を図るとともに、スキルアップを目的とした支援ツールの有効的な活用方策や内部監査実施方法等の実践的な支援を行う。
- 制度の動向や関係法令の改正等に応じて講習テキストに反映させるなど、適時、適切な情報提供を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成19年度から平成23年度に、安全マネジメントコンサルティングを実施した自動車運送事業者にコンサルティング終了後の状況についてアンケートを実施（NASVA調べ）したところ、右図のとおり、約95パーセントの事業者から、事故抑止効果があるなど「成果があり」との回答を受けた。また、コンサルティングを実施したこととの関連性は明確ではないが、多くの事業者から「重大事故の件数が減った」、「有責事故の件数が減った」等の回答を受けた。



中期目標

② （ 前略 ）

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

- ⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画

- ⑤ 国際標準の作成に際し、我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）の国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等、以下の国際標準作成に関する活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。
- ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
 - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。
- ⑥ 国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させるため、安全マネジメント講習会やセミナー、コンサルティングの機会を通じて積極的に周知宣伝活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1）道路交通安全マネジメントシステムの国際標準（ISO39001）の作成に際し、我が国の意見を反映させるために以下の取組を実施することとした。
- ・ ISO39001の規格開発に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報収集及び国内意見の集約を行い、国際審議会に提案する。
 - ・ ISO39001を国内で普及させるため、国内審議委員会のコアメンバーによる翻訳小委員会を設置し、邦訳版ISO39001の策定を行う。
- 2）さらに、ISO39001を事業者等に浸透させるため、以下の取組を通じて広報活動を実施することとした。
- ・ 支所にて実施する安全マネジメント講習会の中でISO39001制定の経緯や規格の概要説明を実施する。
 - ・ 関係機関が実施するセミナーや研修会に講師を派遣し、ISO39001制定の経緯や規格の概要説明を実施する。
 - ・ 交通事業等の実情に即した規格の理解と運用上のノウハウを獲得・維持すること及び普及・広報業務の一環としてISO39001コンサルティング業務を実施する。

当該年度における取組み

1) ISO39001 の策定について

① 国内審議委員会の開催と規格の発行

平成24年2月に行われた第7回南アフリカ会合での議論を反映して最終規格案（FDIS）が国際事務局より発行された。それに対する日本の対応を検討するため、NASVAは事務局として、平成24年7月20日国内審議委員会を開催し、外部有識者からの意見集約を行うとともに、国際事務局あてに意見の提出を行った。

NASVAは日本国内で集約した意見提案を行うため、これまでに開催された全7回の国際会議のうち、第2回～第7回に出席し、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき積極的に意見提案を行い、それらが各国との協議の中で受け入れられて現在の規格になり、平成24年10月1日に正式な国際標準として発行された。

② 翻訳小委員会の開催

ISO39001を国内で広く普及させるため、国内審議委員会のコアメンバーによって組織される翻訳小委員会を設置し、平成25年1月29日、31日に委員会を開催し、ISO39001邦訳案の検討を実施した後、NASVAにおいて最終的な取りまとめを行い、4月1日に発行した。



【邦訳版 ISO39001】

2) ISO39001 を事業者にも普及させる取組

① 安全マネジメント講習会での概要説明

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的として、講習会において、ISO39001の制定の経緯・意義及び本規格導入により得られるメリット等について規格の概要説明を行った。

② NASVA 安全マネジメントセミナー

平成24年10月19日に東京国際フォーラムにおいて開催した、NASVA安全マネジメントセミナーの中で、国内審議委員会委員長の中條武志・中央大学教授より特別講演を頂くとともに、NASVAがコンサルティングを実施した3社を招待し、パネルディスカッションを実施した。

③ 講師派遣業務

各種業界団体等5社（自動車技術会、テクノファ、日商エレクトロニクス、東海電子、品質保証総合研究所）が主催するセミナーや研修会へ計6件の講師派遣を実施し、ISO39001制定の経緯及び規格の概要説明を行った。

加えて、日本規格協会やNK SJリスクマネジメントが主催するISO39001規格解説セミナーにおいては普及促進の観点から無償にて講演を実施した。



【業界団体への講師派遣の様子】



【規格説明会の様子】

④ コンサルティング業務

ISO39001 の認証取得を希望する東京、大阪、名古屋主管支所管内の事業者に対して計 10 件（運送事業者 6 社・自家用事業者 4 社）のコンサルティングを実施した。

コンサルティングを実施した 10 社のうち 3 社は平成 24 年度に認証取得済みであり、残り 7 社のうち 5 社は既にコンサルティングを終了し平成 25 年 7 月までに認証を取得する予定であり、2 社は平成 25 年度もコンサルティング契約を締結し、認証取得を目指している。

なお、平成 25 年度は、上記の 2 社に加え、新規 5 社からのコンサルティングの依頼がある。



【コンサルティングの実施風景】

⑤ 業界紙等への執筆、取材対応

業界紙（物流ニッポン、東京交通新聞）への取材対応及び ISO 業界専門誌（月刊アイソス）への記事執筆を実施した。



【ISO 専門誌「アイソス」への記事掲載】



【物流業界紙への記事掲載】

⑥ Facebook ページの開設

本規格に関する最新情報を迅速に提供し、広く一般道路利用者を含めて普及促進を図るため、平成 24 年 11 月より ISO39001 に関する Facebook ページを開設し、情報発信を開始した。平成 25 年 3 月までの総アクセス件数は 1,147 件であった。



【Facebook ページの開設について】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 今後も、ISO39001策定に係る国際委員会（ISO/TC241）の活動に関与し、我が国の意見を反映させるため、国内審議委員会事務局として外部有識者からの情報収集及び国内意見の集約等を通じ、ISO39001に係る国際的指針等の作成に取り組む。
- 交通事故による死亡者・重傷者数の削減を目指し、ISO39001を広く普及させるため、業界紙等への取材対応、NASVA及び関係機関が実施するセミナー、研修会等、並びに関係機関への支援（審査員やコンサルタントへの教育等）を通じて本規格の広報を実施する。
- 引き続き、交通事業等の実情に即した規格の理解と運用上のノウハウを獲得・維持すること及び普及・広報業務の一環としてISO39001コンサルティング業務を実施する。
- 本規格が的確に運用されることを目指し、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 療護施設の設置・運営

中期目標

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^(注4)、プライマリーナーシング^(注5)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^(注6)者数を95人以上とします。
(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^(注4)、プライマリーナーシング^(注5)や高度先進医療機器による、質の高い治療・看護を実施します。
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、東北療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）、中部療護センターの核医学画像診断装置（SPECT）並びにサイクロترون電源及び制御機器を更新するとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図ります。
- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、療護センター長等会議や看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護

施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ④ 近畿地区及び関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行います。
- ⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、①から④までにより治療効果を高め、平成24年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^{（注6）}者数を19人以上とします。
また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。
さらに、試験的に導入している、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムについて、その効果を検証するため、評価基準を策定します。

（注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 病棟ワンフロアシステム、プライマリーナースング、高度先進医療機器等療護センターの基本的な設備・機能の活用により、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 2) 「施設及び設備に関する計画」に基づく高度先進医療機器の整備として、東北療護センターのコンピュータ断層撮影装置（C T）、中部療護センターの核医学画像診断装置（S P E C T）並びにサイクロトロン電源及び制御機器を更新するとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図ることとした。
- 3) 療護施設機能一部委託病床においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 4) 近畿地区及び関東西部地区における新たな委託病床については、地域におけるニーズを踏まえ委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行うこととした。
- 5) 療護施設においては、上記1) から4) までにより治療効果を高め、平成24年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とした。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表することとした。
- 6) 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムについて、導入に向けた効果を検証するため、評価基準を策定することとした。

当該年度における取組み

- 1) 各療護センターにおいては、M R I、P E T等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナースング方式等による質の高い看護を行った。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
 - 以下の各医療機器の更新を行った。
 - ① 東北療護センターのC Tについて、性能等審査委員会で審議（第1回6月、第2回9月）した後、9月7日に開札して落札者を決定。12月22日に更新機器の設置を完了し、2月1日から稼働した。
 - ② 中部療護センターのS P E C Tについて、性能等審査委員会で審議（第1回6月、第2回9月）した後、9月7日に開札して落札者を決定。2月17日に更新機器の設置を完了し、2月18日から稼働した。

③ 中部療護センターのサイクロトロン電源及び制御機器について、更新に係る契約を7月に完了。2月17日に更新機器の設置を完了し、2月18日から稼働した。

○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第21回日本意識障害学会及び日本脳神経外科学会第71回学術総会の場において、大学等との共同研究による発表を8件実施したほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。

○ 「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度について、重症度別の改善状況を新たに加え、平成25年3月22日に公表するとともに、被害者団体を含む関係先に送付した。分析の結果、前年度調査同様ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

入院から退院までの平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が早い場合に改善が良いこと」「入院時の年齢は、スコアの変化にあまり関連がないこと」等が明らかとなった。

こうした結果については、過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用し、療護施設入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

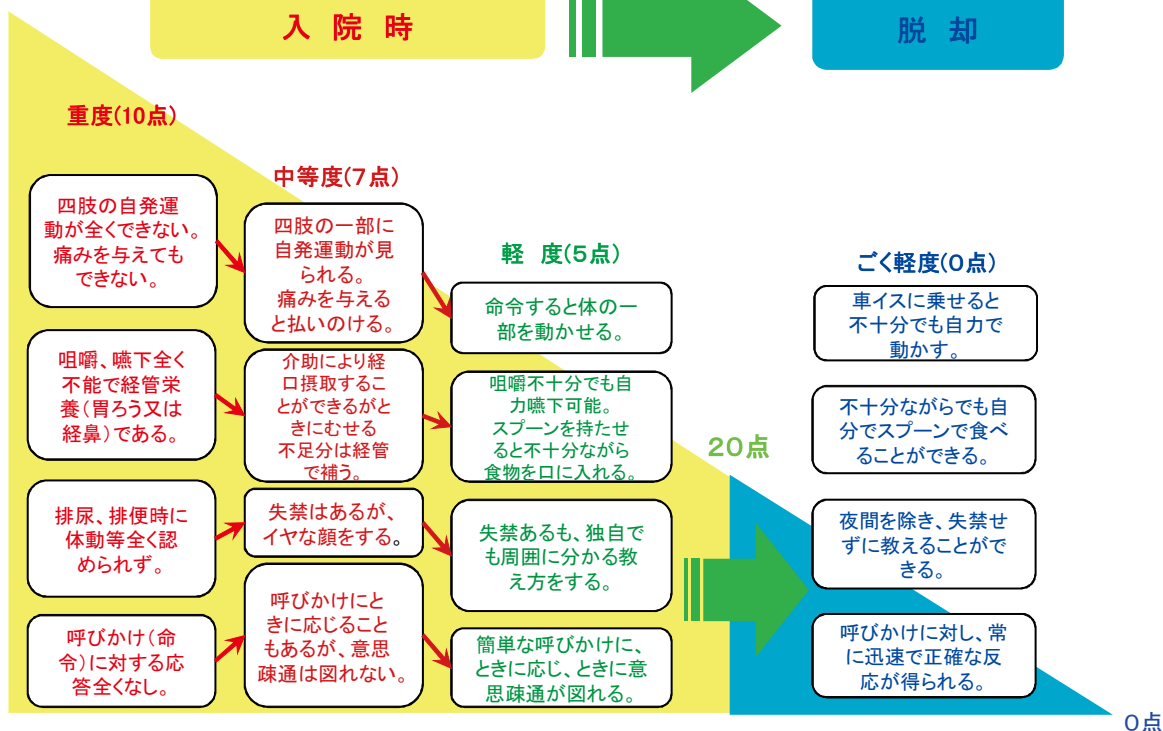
	重症 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自発運動はなし。 痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが 無目的、疼痛刺激に対し四肢 の動きがみられる	□四肢に自発運動のある自 発運動がみられる。疼痛刺 激を払いのける	□命令に従い体の一部を動 かせる	□自力で体位交換が可能。 早いときには全身と不完全で も自力で寝がす
2 摂食機能	□口腔、嚥下全く不能で経 管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ツバを飲み込む動作又は 嚥下する動作あり □多少ならジュース、プリ ンなどの経口摂取の試みが 可能	□経管栄養、又は経管はタ ンでも嚥下可能で、介助 により経口摂取するがとき にむせる □経口栄養の不足分は経管 で補う	□自力で嚥下可能。咀嚼不 十分でもよい □食料、水がと食を少量介 助して経口可 □スプーンを持たせると口 に運ぶ動作あり、又は不 十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分で スプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全 く認められず	□排尿、排便時、多少の体 動等あり	□失禁はあるが、イヤな感 覚する。又は体動が多いな どの自覚あり	□機能的に排泄。排尿させ ることにより、失禁を予防 できる □失禁あるも、周囲にわか る（目目の）数え方をする	□夜間を起す。失禁せず数 える
4 認知機能	□開眼しても視覚刺激なし	□開眼し視覚刺激あり □追視せず、焦点が定まら ない	□声をかけた方を意識する □移動するものを追視する 。イヤを表現するが、内容 を理解していないと思われ る	□近視者を識別し、表情の 変化がある □気に入った物などを見て 表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に 反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の挿入でも口の動き もない	□発声（うのざ声）等ある が発語なし □気切の場合、何らかの口 の動きあり	□何らかの発語があるが全く 意味不明 □呼名に、ときに不正確な 返事がある □気切の場合、呼名に對す る口の動きあり	□ときに意味のある発語あ り □呼名に返事あり □気切の場合、検査の口真 似をする	□簡単な問ひかけに言葉で 応じることができる □気切の場合、口の動きが 問ひかけの内容に合ってい る
6 口頭命令の理解	□呼びかけ（命令）に對す る反応全くなし	□呼びかけに對し、体動 目の動きなどの何らかの反 応あり	□呼びかけにときに応じる こともあるが、言葉理解は 回れない	□簡単な呼びかけに、とき に応じ、ときに言葉理解が 回れる	□呼びかけに對し、常に迅 速で正確な反応が得られる

脱却までの推移

60点

入院時

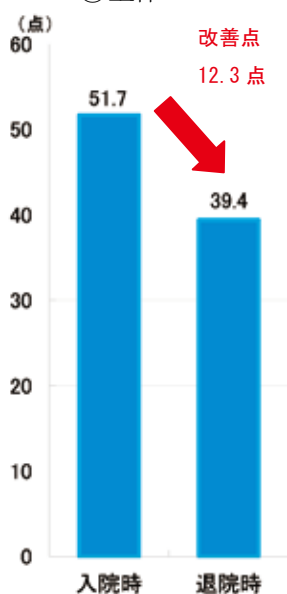
脱却



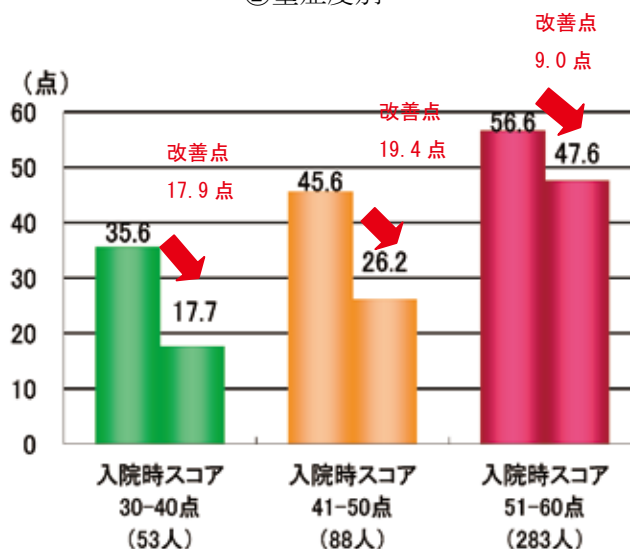
ナスバスコア改善状況 (重症度別)

入院時スコア別のスコア平均の変化(入院から退院まで)

①全体



②重症度別



※平成 17 年6月以降に退院した

患者424人

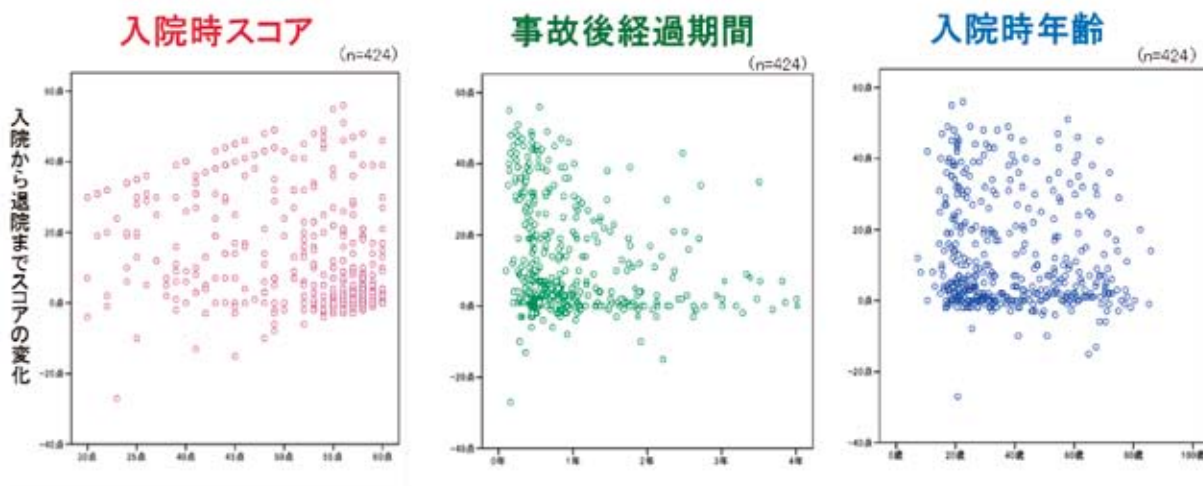
※入院から退院までのスコア平均値

※平均入院期間: 2年7ヶ月

重症度別(入院時スコア(10点刻み))の平均値の変化を検討したところ、いずれの期間、グループにおいてもナスバスコア平均値が減少しており、「51～60点」の最も重度のグループについても、療養施設における治療改善効果があることが認められた。

スコアの変化と各種要因との関連

「入院時スコアが高くて改善している患者がいる」「事故後経過期間が早い場合に改善が良い」「入院時の年齢は、スコアの変化にあまり関連がない」ことが示される。



3) 療護施設機能一部委託病床では、5月に第1回療護センター長等会議（主な議題：第三期中期計画について）、7月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議（主な議題：損害賠償、成年後見人制度について）、10月に看護部長等連絡会議（主な議題：新看護プログラムについて）、11月に第2回療護センター長等会議（主な議題：平成24年度上半期の実績、被害者団体の要望への対応について）及び事務担当者会議（主な議題：今後の入退院の見込みについて）並びに25年3月にリハビリ担当者連絡会議（主な議題：各療護センターにおけるリハビリテーションの取組状況及び課題について）に理事長ほか各幹部、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。

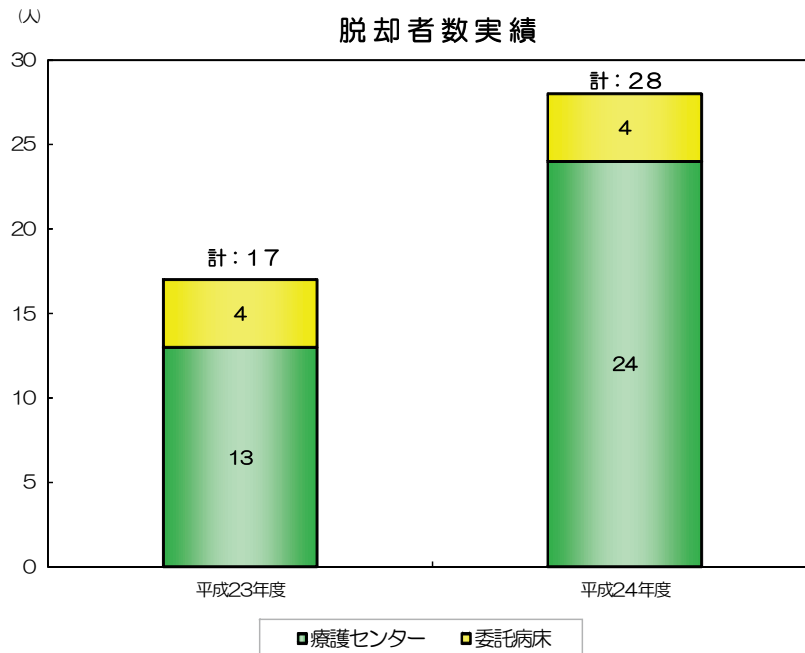
また、新たな委託病床に決定し、平成25年1月に開業した泉大津市立病院は、情報共有のため、10月の看護部長等会議以降の会議に出席した。

4) 近畿地区については、泉大津市立病院（大阪府泉大津市）に委託先を決定した。平成25年1月4日に8床により開設し、2月26日に満床となった。

なお、4月以降についても、同月中5名以上の入院者が見込まれたことから、看護師の配置体制等受入体制を確認した上、同月1日から16床への増床を行うこととした。

また、関東地区については、入札を行ったが、委託先が決まらなかったため、25年度に再度入札を行うこととした。応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、看護師の定着率が低く、NASVAの基準を満たすだけの増員が困難であること、及び急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、希望病院が現れなかった。

- 5) 療護施設においては、上記1)から4)までにより治療効果を高めた結果、平成24年度における脱却者数については、年度計画数を9人超える28人となった（平成23年度末に年度内の脱却による退院を予定していた患者3人を含む。）。
- また、上記2)で分析を行った治療改善度について、平成25年3月に公表した。



- 6) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする新看護プログラムを平成23年5月から段階的に、6か所の療護施設において試験的に導入し、平成24年度も継続して実施した（平成25年1月に開設した泉大津市立病院は対象外）。

6療護施設全体で、平成24年度中に31人の患者に対してプログラムを実施し、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定などが見られるケースがあり、家族から感謝の声も届いている。

また、その効果を検証するため、看護部長会議及び療護センター長等会議における協議を踏まえ、在宅介護を念頭に置いたQOL改善等の観点を軸とする新看護プログラム評価基準を策定し、平成25年1月から適用した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施する。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。
- 療護施設機能一部委託病床においては、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 関東西部地区における新たな委託病床について、平成25年度は、病院の現状調査及び同年度内に30名程度の退院者が見込まれる千葉療護センターの状況を踏まえつつ、入札参加意思

を有する病院を確保した上で、入札手続きを開始する。

- 療護施設においては、上記により治療効果を高め、平成25年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とする。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表する。
- 新看護プログラムについて、試行を継続し、新たに策定した評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

中期計画

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー^{（注7）}等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画

- ⑥ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。
- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー^{（注7）}や看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うこととした。
また、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部所に対し、協力依頼の働きかけを行うこととした。
- 2) 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うこととした。

- 3) 療護センターの治療・看護技術を普及し、短期入院協力病院の利用を促進するため、看護師等に対する研修を実施することとした。
- 4) 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進を図ることとした。
- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーや看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施した。特に、空床のある東北療護センターでは、県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。
 また、本部では、報道関係者に情報提供したほか、被害者家族団体の総会及び学習会等に出席し、療護施設の周知を行った。特に、空床のある東北療護センターが所在する地域の地方紙に、積極的な情報提供を行うとともに、同紙に長期連載された記事を編集し遷延性意識障害者の現状を伝える書籍を、関係者への広報に活用した。
 さらに、主管支所・支所では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、本部の働きかけに連動して、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。
 - 2) 7月6・7日に山梨県富士吉田市で開催された第21回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、31件の学会発表を行った。（本部1件、千葉療護センター7件、東北療護センター4件、岡山療護センター4件及び中部療護センター15件（うち3件は連携大学院との共同研究））
 また、10月17～19日に大阪市で開催された日本脳神経外科学会第71回学術総会で、5件（千葉療護センター1件、中部療護センター4件（うち1件は連携大学院との共同研究））の学会発表を行った。
 以上により、年度計画を5件超える36件の学会発表を行った。
- 【演題】
- NASVA療護施設における新看護プログラムの実施
 - 千葉療護センターにおけるMRSA検出状況
 - 遷延性意識障害患者とのコミュニケーションに書字が効果的だった事例
 - 集中看護プログラムの実践により遷延性意識障害患者の能力に気付くことができた事例
 - 膝立ち訓練が重度脳外傷患者に与える運動効果
 - 慢性期の重症頭部外傷患者におけるボツリヌス療法の試み
 - 長期入院患者における他動的関節可動域の経過
 - 重症頭部外傷慢性期患者の改善度とFDG-PET所見 ー非改善例の検討ー
 - 遷延性意識障害例に対するHybrid Assistive Limb(HAL)の使用経験
 - 経口摂取自立への援助から生活行動を再獲得した遷延性意識障害患者の1症例
 - 在宅介護意志決定に至った看護プログラム実践の1例～家族指導を試みて～

- Time-frequency解析を用いた意識障害患者の残存機能評価
- 遠赤外線効果による手指関節拘縮の改善ーセラミックハンドロールを用いてー
- 頭部外傷後遷延性意識障害患者に対する看護プログラム実施における効果
- 外傷性遷延性意識障害患者のBMIと筋肉量・脂肪量の比率
- NST (Nutrition Support Team)による栄養管理と合併症対策
- 遷延性意識障害から脱却した重症びまん性脳外傷患者でみられる特有な発語障害
- 情動・行動障害改善に応じた治療方針の評価・再考・導入が有効だった頭部外傷の一症例
- 遷延性意識障害患者における座位姿勢保持を目指した看護介入
- 遷延性意識障害患者家族の自立を高めるための看護ケア
- 自助具の導入により食事動作の獲得に至った1症例
- 脳外傷後の嚥下障害に対する半夏厚朴湯の使用経験
- 軽度外傷性脳損傷患者における精神機能とDTI (FA) との関係
- 直接訓練が可能であった脳卒中後経管栄養患者の検討
- 遷延性意識障害の筋緊張亢進の軽減に鍼治療が有用であった1例
- 入院中の遷延性意識障害患者に対する訪問歯科診療の臨床統計
- 基本動作能力が向上した高次脳機能障害・四肢体幹運動障害を呈する頭部外傷の一例
- 頭部MRI検査における吸引固定バッグの使用経験
- 新構想による看護プログラム展開で身体機能・意識状態に変化を起こした症例
- 高次脳機能障害の画像診断
- 意識障害看護の専門性構築とチーム医療において看護師の役割
- 脳下垂体におけるC-methionineの正常集積について-年齢および性差の検討-
- メチオニンPETを用いて診断した脳放射線壊死に対するベバシズマブの使用経験
- 定量FDG-PETを用いた頭部外傷後遺症・遷延性意識障害患者の局所脳糖代謝の評価
- 再発神経膠芽腫に対するTomotherapyを用いたIMRT治療ーメチオニンーPET併用による線量計画ー
- 軽度外傷性脳損傷患者の白質損傷と高次脳機能障害との関係 -TBSSによるFA解析-

療護センター別、分野別の学会発表件数

(単位:件)

		NASVA 本部	千葉療護 センター	東北療護 センター	岡山療護 センター	中部療護 センター	合計
日本意識 障害学会	医師		2			2	4
	看護師		3	2	4	4	13
	検査技師			1		1	2
	療法士		2	1		6	9
	その他	1				2	3
	計	1	7	4	4	15	31
日本脳神経 外科学会	医師		1			4	5
	計	0	1	0	0	4	5
合 計	医師		3			6	9
	看護師		3	2	4	4	13
	検査技師			1		1	2
	療法士		2	1		6	9
	その他	1				2	3
	計	1	8	4	4	19	36

※その他は、本部職員、鍼灸師及び栄養士。

- 3) 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて3病院5人、東北療護センターにおいて2病院4人、岡山療護センターにおいて6病院11人、中部療護センターにおいて6病院8人、合計17病院28人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項 目	内 容
全体	・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

- 4) 中部療護センターに開設した「連携大学院」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人の合計5人が入学し、24年度に1人が修了。24年7月に開催された第21回日本意識障害学会及び同年10月に開催された日本脳神経外科学会第71回学術総会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが対前年度比24%増の10、132件の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。また、機関誌「ほほえみ」に、療護センターの看護師や理学療法士の寄稿による褥瘡ケア（H24.6号）及び関節拘縮に対するストレッチ（H24.9号）について掲載した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行う。
- 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。
- 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 介護料の支給等

中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を40%以上とします。
このため、さらにコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を進めていくこととし、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施します。
- ② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院や福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行います。
また、協力病院への短期入院の利用促進を図るために、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するとともに、協力病院を個別に訪問することにより連携を深めつつ、利用者が要望する各協力病院の個別情報を調査し、その情報を利用者への確に伝えるほか、協力病院が把握すべき利用者の要望について協力病院へ情報提供するなど、利用者と協力病院との間をコーディネートします。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を实

施します。

また、交流会の開催等により得られた重度後遺障害者及びその家族の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討します。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成24年度）について4.0以上とします。

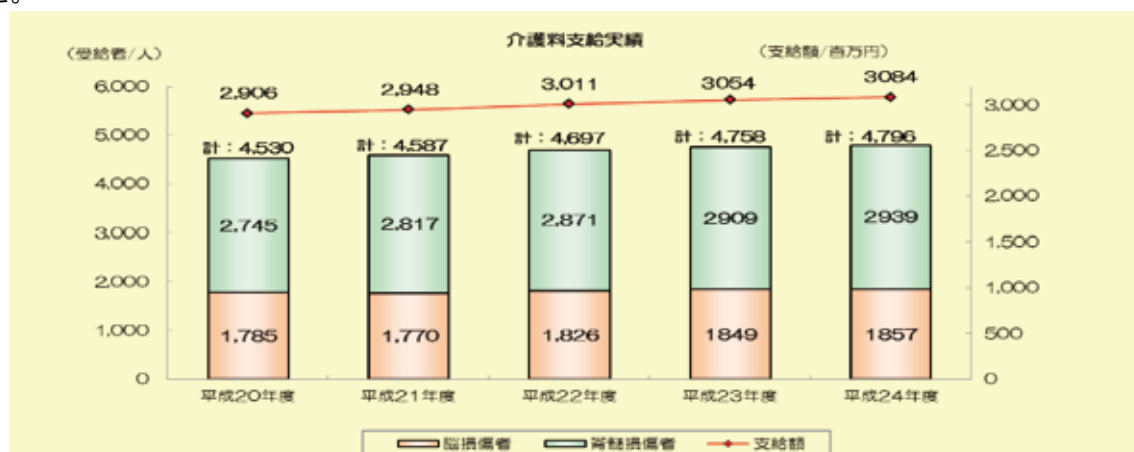
年度計画における目標設定の考え方

- 1) 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、精神的支援を強化することとした。
- 3) 訪問支援を実施する職員の資質向上のため、被害者援護業務に関連する知識等を習得させる研修を実施するとともに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）を養成するため、療護センターの看護部及びメディカルソーシャルワーカー等の協力を得て、候補者に対する介護実技を含む長期間の専門研修を実施することとした。
- 4) 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院や福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 5) 国土交通省、協力病院、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を、NASVAの主催により各主管支所で実施し、協力病院への短期入院の利用促進策等を協議することとした。また、協力病院を個別に訪問することにより連携を深めつつ、利用者が要望する各協力病院の個別情報を調査し、その情報を利用者へ的確に伝えるほか、協力病院が把握すべき利用者の要望について、利用者と協力病院との間をコーディネートすることとした。
- 6) 交流会の開催等により、重度後遺障害者及びその家族同士がお互いに情報交換できる場を提供するとともに、交流会の開催等により得られた在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討することとした。
- 7) 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査を行い、介護支援効果に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

当該項目における取組み

1) 介護料の支給

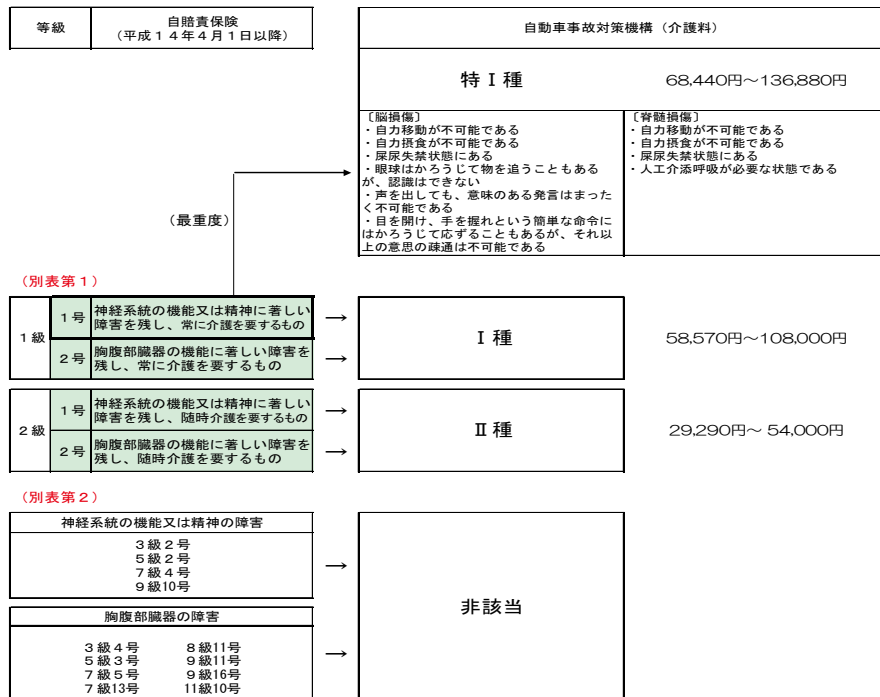
障害の程度、介護の状況等に応じ4,796人に対し、介護料30億8,365万円を支給した。



介護料支給制度

介護の程度	障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者
常時要介護	Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号
随時要介護	Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号

自賠責保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

2) 訪問支援の充実・強化

介護料受給者宅を訪問し、受給者及び家族の心身の健康に配慮しつつ、協力病院が提供できるサービス内容や患者の受入環境(個室の有無、看護体制等)等を受給者及び家族に案内するとともに、介護に関する相談対応を行う訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合40%を大幅に上回り、前年度末介護料受給資格者4,618人の46.3%(2,139人(延べ件数:2,258件))に実施した。

〔訪問後の受給者及び家族の感想〕

- ・気持ちを受容してもらいうれしかった
- ・短期入院の情報や交流会の話など聞くことができて良かった。
- ・短期入院の説明を聞き今後良い施設があれば利用してみたい気持ちになった。



3) コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施

被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター候補者に対しては、障害の態様や他法令制度等の知識を備えるほか、在宅介護をより深く理解した上で訪問支援を実施するため、更に療護センターの協力を得て3週間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施した。

- ① コーディネーター養成研修（於本部・千葉療護）：平成24年5月22日～6月15日 計5人
- ② 被害者援護業務初任者研修（於本部）：平成24年5月22日～23日 計23人
- ③ 訪問支援担当者研修（於中部療護）：平成24年5月14日～15日 計8人
- ④ 訪問支援担当者研修（於岡山療護）：平成24年7月12日～13日 計12人
- ⑤ 訪問支援担当者研修（於東北療護）：平成24年7月19日～20日 計10人



・コーディネーター（被害者支援専門員）の配置

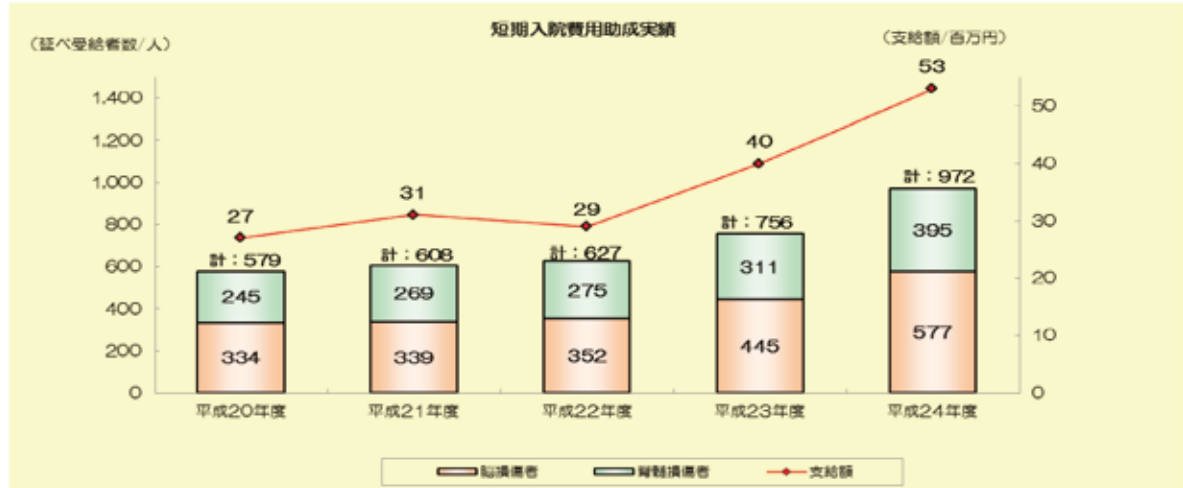
被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うため、平成23年度にコーディネーター（被害者支援専門員）を5主管支所（東京、名古屋、大阪、広島、高松）に配置した。平成24年度には、札幌、仙台、新潟及び福岡の各主管支所に配置、並びに東京主管支所に増強配置（計2名配置）した。

コーディネーターは、研修で培った障害の態様や他法令制度等の知識を発揮することで受給者に適したアドバイスや問い合わせ対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となり、介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役としての体制強化を図った。



4) 短期入院費用に係る助成

受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度216人増の972人に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担額として約5,300万円の費用を助成した。



短期入院費用の助成制度(平成23年9月から)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

- ① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①②の合計額を年間※45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≤	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------

参考

短期入院費用の助成制度(平成23年8月まで)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

- ① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

①②の合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限とし、年間※30日以内かつ30万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の自己負担額 ②室料差額・食事負担額の自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≤	年間30日以内 かつ 年間30万円以内
--	---	---------------------------

5) 意見交換会の開催等による協力病院の利用促進

協力病院への短期入院の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、その様子を機関誌「ほほえみ」に掲載することにより、受給者及び家族に情報提供した。

加えて、全国の協力病院へNASVA職員が直接訪問し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等をヒアリング調査の上、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、利用者の要望を協力病院へ情報提供し、利用者と協力病院との間をつなぐことで協力病院の利用促進を図った。

【意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院からの報告）

- ・交流会に講師（リハ療法士）を派遣したことがある。
- ・退院時に感想等を聞いて次回に反映するようにしている。

（協力病院からの意見等）

- ・かかりつけ医、ケアマネ、社会福祉協議会との連携が必要と考える。
- ・交流会の会場として協力病院を利用し参加者に病院の様子や病院の職員の顔を知ってもらって、事前に『体感してもらう』とよいのでは。
- ・NASVAから事前連絡をもらっていたのでスムーズに対応できた。

（被害者団体からの意見等）

- ・ショートステイは患者側にとっても苦心しているところで、夜間の看護体制、リハビリはしてもらえるか等、様々なニーズの中で患者と病院の間には隙間がある
- ・受給者等は暗闇の中にいるような状態で、NASVAが灯台の役割となって、これからも地域の生活のサポートをしていただきたい。
- ・協力病院以外では入院拒否やたらい回しされるという実情も耳にする。協力病院で短期入院できることは、当事者・介護者のケアにとっても大変重要である。今後も助けていただきたい。

等



6) 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催

被害者のニーズに応え、訪問支援による個々の家庭での相談対応及び情報提供に加え、同じ境遇にある各家庭の受給者及び介護者家族等の交流の場を設け、悩みについての意見交換による孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国47支所で、延べ62回開催した。また、療養センター、協力病院、更には行政等関係機関の協力を得て、講習会、勉強会等を同時に開催することにより、情報提供の推進を図った。

その成果として、受給者及び介護者からの、「協力病院で交流会を開催して欲しい」、「専門家から助言をいただきたい」、とのニーズに対応するため、協力病院内において交流会を開催し、医療専門家から在宅介護技術やケアの方法等の助言・指導を直接受ける機会を設けるなどの支援を実施することができた。



7) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.33の評価（同調査で過去最高の評価）を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。また、「紙面の見やすさ」、「交流会参加の満足度」の項目については、特に高い評価が得られた。これは、機関誌「ほほえみ」の作成にあたりレイアウトや文字の大きさに配慮し、わかりやすい表現を心がけたことや、交流会においては協力病院での開催等の取組によるものと推定される。

【調査項目】

- ・電話相談の回答（4.35）
- ・在宅介護相談員の受付体制等（4.25）
- ・訪問支援を受けたときの対応等（4.32）
- ・機関誌「ほほえみ」の内容の分かりやすさ（4.40）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面の見やすさ（4.53）
- ・機関誌「ほほえみ」の記事が興味あるもの、役立つ情報であるか（4.08）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.45）

【調査の概要】

- ・調査期間：平成25年2月
- ・調査対象：平成25年1月末現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：4,607世帯
- ・回収数：2,827件（回収率：61.4%）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行う。
また、精神的な面での支援を必要とされる介護料受給者やその家族のため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を平成25年度末までに45%以上とする。
このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施する。
- 重度後遺障害者の協力病院等への短期入院及び福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行う。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、協力病院制度及び短期入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図る。
さらに、各協力病院を訪問し受入環境を調査の上、訪問支援等を通じて利用者に情報提供するとともに、利用者の要望を協力病院に伝えるなど、利用者と協力病院との間を「つなぐ」取組を行う。
- 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施する。
また、療護センター、協力病院、福祉関係機関、被害者団体等との連携を密にし、交流会への参加等の協力を求めるなど、訪問支援や交流会を通じて把握したニーズに即した支援の充実に努める。
- 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の機会を増やすなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成24年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の機会を増やすなど交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化することとした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

当該年度における取組み

- 1) 交通遺児等366人に対し、89百万円の無利子貸付けを行った。
うち、新規貸付については、対前年度7人増の46人に対し行った。



2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。

「友の会の集い」

- ・ 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全50支所において、907人が参加した。

そのうち31支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、好評を得た。

さらに、集いの機会等を利用して「保護者交流会」を実施し、育児など共通の話題から保護者同士の交流を深める取組を実施した。

「友の会コンテスト」

- ・ 交通遺児等の創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している「友の会コンテスト」について、平成24年度は「絵画コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。

「企業等による支援」

- ・ 企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員約400人が企業等主催のイベント等に招待された。

〔NASVA 主催による各種行事〕



【友の会の集い】



【保護者交流会】



【友の会コンテスト（絵画コンテスト）】

〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕



【コスモ石油㈱主催の「わくわく探検隊」】



【マツダ㈱主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】



【(公社) 日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（５段階評価）の結果、目標値の４．０を上回る４．５７の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において４．０を上回った。

【調査項目】

- ・友の会だより（会報）に掲載の記事・情報（４．５０）
- ・友の会コンテスト（絵画）の全体的な満足度（４．５０）
- ・友の会の集い（旅行会）の全体的な満足度（４．６８）
- ・保護者交流会の全体的な満足度（４．６５）
- ・家庭相談員の相談対応、受付時間、相談方法等（４．６１）

【調査の概要】

- ・調査期間：平成２５年２月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（１，１８３世帯）
- ・回収数：４９３通（回収率：４１．７％）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。
- 上記施策を実施することにより、被害者に対する５段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、４．０以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

中期目標

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

中期計画

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

年度計画

- ① 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。
また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への適切な研修等を行います。
- ② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うための研修を実施し、その資質の向上を図ります。
- ③ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施します。
また、被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等の活用により発信します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車事故被害者に対する情報案内サービス「NASVA交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）」の利用向上のため、積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。
- 2) 交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれている家庭相談員について、資質向上のための研修を行うこととした。
- 3) 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施することとした。
- 4) 被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等の活用により発信することとした。

当該年度における取組み

1) ホットライン利用向上のための取組

- ホットライン利用向上のため、例年、損害保険会社、都道府県警、市町村等に対しリーフレットの配布や各支所において周知活動を行っているところであるが、平成24年度は新たに以下の主要な取組を実施した結果、ホットラインの利用実績は受付件数3,081件（対前年度336件増）、相談窓口紹介件数は4,233件（対前年度390件増）といずれも前年度を上回った。

- ・NASVAホームページのレイアウトを見直し、トップページにホットラインロゴマークのリンクバナーを掲載した。
- ・横浜市内を運行するバスの車内モニターにNASVA 被害者援護業務を紹介するビデオを放映した。
- ・一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）の会報に被害者援護業務の紹介記事の掲載及び会員である9万7千事業者への案内リーフレットの送付を依頼し、協力を得た。
- ・内閣府主催の交通事故被害者担当者（各県警、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会に出席し、PRを行った。
- ・首都高速道路の「首都高マップ」にホットラインの広告を掲載し、関東一円のパーキングエリア等で24万部が配布された。
- ・ホットラインオペレーターがNASVAの被害者援護業務に関係すると思われる企業・団体等に直接電話し、ホットラインの業務を紹介している。説明の後、希望した者に対しNASVA本部よりリーフレットを送付する取組を行っており、平成24年度は警察署、救急指定病院に対し重点的に実施した。

〔 NASVAホームページ TOP画面のリニューアル 〕

旧



新



交通被害者ホットラインのリンクバナー(○印)を追加

〔 バス車内での広報 〕



NASVA CM放映中の画面

〔 首都高マップとNASVA紹介記事 〕



〔 内閣府主催の意見交換会 〕



〔 NASVA被害者援護業務案内リーフレット 〕

表面

裏面

○ 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取組を実施した。

① ホットラインオペレーターに対しNASVAの理念、被害者援護の目的、各業務の概要及び現状の説明の他、内閣府主催の交通事故被害者担当者による意見交換会に出席して得られた他機関の被害者援護業務について情報を共有した。

② 相談者が交通事故被害者であることを鑑み、宮城県公安委員会から犯罪被害者早期援助団体に指定され、犯罪被害者からの相談支援業務に実績のある公益社団法人みやぎ被害者支援センターから専門講師を招き、被害者の心理、適切な言葉かけ等につき専門知識を得るとともに、ロールプレイング形式 による実習を行った。

〔ロールプレイング形式による研修〕



○ ホットラインの利用実績

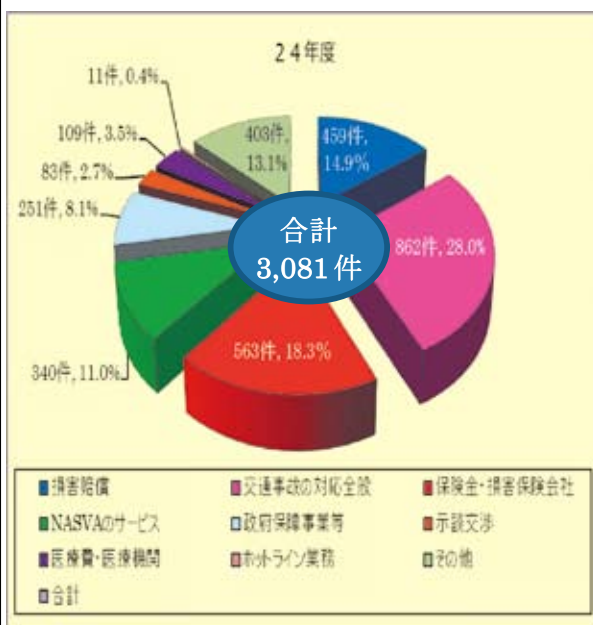
受付件数 3,081件
相談窓口紹介件数 4,233件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。



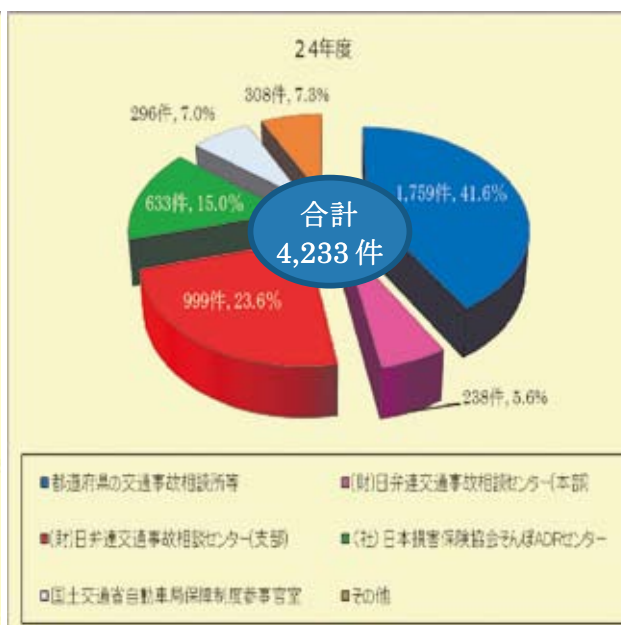
【相談者からの問い合わせ内容】

「損害賠償」及び「交通事故の対応全般」に関連する問い合わせが５割弱



【紹介した相談窓口】

都道府県の交通事故相談所及び（財）日弁連交通事故相談センター（本部・支部）の紹介が７割



○ 関越自動車道における高速ツアーバス事故に係る対応

平成24年4月29日発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故に係る対応に際し、ホットラインを、被害者やその家族の方々からの相談への対応窓口として、国土交通省のプレスリリースに掲載するとともに、予めホットラインオペレーターに事故の概要、被害の発生状況等を情報提供し、適切な対応に備えた。

2) 家庭相談員に対する研修

家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うための研修を実施しており、平成24年度は各主管支所において管内支所の相談員を集め、被害者相談業務に関する対応技術等の必要知識付与、被害者救済制度や日々の相談業務における事案等の情報交換等を行うとともに、新規貸付申請件数の減少要因や周知策について議論した。

3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

主管支所に設置した「在宅介護相談窓口」において、療護施設と連携し、2,378件の相談に対応して、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「他制度の内容」に関するものだった。

4) 被害者援護に係る各種情報発信

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者を対象に配布した。特集記事として、被介護者へのストレッチ方法や褥瘡のケア方法等を掲載するとともに、介護相談ゼネラルアドバイザーや理学療法士等が有する専門的見地からの情報、災害に役立つアイデア等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ホットラインの利用は前年度比112.2%と向上しており、一層の利用向上を図るとともに、的確な情報交換を行う。

また、交通遺児等に対する相談支援の充実、重度後遺障害者等に対する相談支援の効率的実施及び被害者援護に係る各種情報を積極的に発信する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・被害者支援センターとは

犯罪被害者の精神的支援を目的に設立された公益財団法人で、警察への届出、病院・裁判所への付き添い、電話相談、カウンセリング、法律相談等の直接支援を行っている。同種の「被害者支援センター」は平成24年時点で、全国47都道府県に設立されており、全国連絡組織である「NPO法人 被害者支援ネットワーク」に加入している。さらに被害者支援センターの大半が都道府県公安委員会により「犯罪被害者早期援助団体」に指定されており、警察より必要に応じ、被害者本人の同意を得た上で被害者の個人情報の提供を受け、被害者の直接支援を行っている。

NASVAとしては、被害者支援センターと連携を図ることで、被害者本人の同意を得た上でNASVAの各種援護制度を案内していくこととしている。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

中期目標

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえた新法人への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行う。

中期計画

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえた、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人（以下「新法人」という。）への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行います。

年度計画

- ① 独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人への移管に伴い、研究所と財団法人日本自動車研究所の試験施設の仕様の相違が自動車アセスメント試験の性能評価結果に及ぼす影響についての調査を行います。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）と自動車検査独立行政法人の統合後の新法人への移管が円滑に実施できるよう、研究所と財団法人日本自動車研究所の試験施設の仕様の相違が自動車アセスメント試験の性能評価結果に及ぼす影響等について調査を実施することとした。

当該年度における取組み

- ① 研究所と自動車検査独立行政法人の統合後の新法人に円滑な移管を行うため、NASVA、研究所及び国土交通省からなる「移管検討委員会」を設置し、調査項目、調査方法、移管に伴う問題点等について議論した。
- ② 試験施設の仕様の相違が自動車アセスメント試験の性能評価結果に及ぼす影響について、以下の調査を実施した。
 - ・実車によるフルラップ前面衝突試験を行い、試験施設の仕様の相違等がアセスメント試験結果及び認証試験の試験結果に及ぼす影響。
 - ・後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部・脚部保護性能試験、ブレーキ性能試験、座席ベルト非着用時警報評価試験、座席ベルト使用性評価試験、チャイルドシート性能試験について、試験実施までに必要な工数の把握。調査結果については、今後、移管検討委員会において精査する。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

政府における議論の動向を把握しつつ、円滑な移管に必要な措置を講ずる。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担い、車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。
- ア 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
- これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- イ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ウ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
- これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。
- ア 一層わかりやすいパンフレットを配布します。
- イ 一層わかりやすくホームページを改善します。
- ウ 自動車アセスメント試験発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
- エ マスメディアに対して自動車アセスメントの公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。
- ④ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（24年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図ることとする。

- 2) 前年度に実施した自動車アセスメントのパンフレットに関する満足度等の調査結果に基づき、自動車アセスメント等パンフレットを改善することとした。
- 3) 前年度に実施したホームページに関する満足度等の調査結果に基づき、ホームページを改善することとした。
- 4) 自動車アセスメント等を広く一般ユーザーに周知するため、自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行うこととした。
- 5) マスメディアに対して自動車アセスメント試験の公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うこととした。
- 6) ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0以上を目標とした。

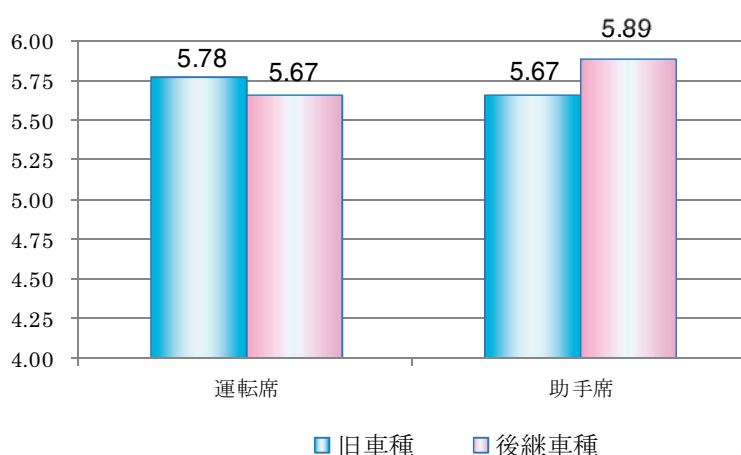
当該年度における取組み

- 1) 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(9車種)について、助手席の乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の評価指標の平均値以上となった。

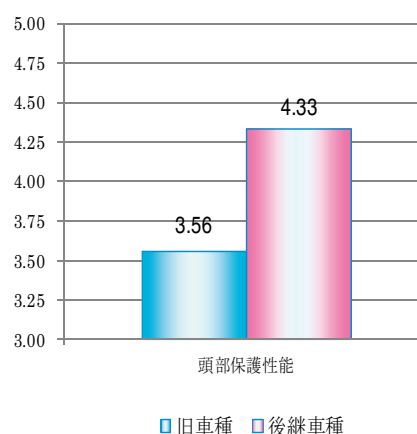
なお、運転席の乗員保護性能評価については、1車種について基となる得点の減少は低かったものの評価指標が1段階下がったことから、旧車種の評価指標の平均値に達しなかった(他の8車種については評価指標の変動はなかった。)

一方、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグの装備は評価の対象外となっているものの、旧車種では装備のなかったサイドカーテンエアバックが、後継車種では4モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいる。

後継車種の評価指標の推移
(乗員保護性能)



後継車種の評価指標の推移
(歩行者頭部保護性能)



2) パンフレットの改善

- ① 平成23年度に導入された新安全性能総合評価、新たに導入された評価試験等により、自動車アセスメントパンフレットには3種類の公表デザインが掲載されていたが、ユーザーが容易に評価結果を比較できるよう、これらのデザインを統一した。

【旧デザイン】
デザイン1



デザイン2



デザイン3



【新デザイン】



②ユーザーが評価結果を容易に検索できるよう、パンフレットの掲載順をメーカー別五十音順に変更した。

【旧索引(通称名の五十音順)】

【新索引(メーカー別五十音順)】

試験対象車種一覧

掲載車種索引 (五十音順、赤色の文字のクルマは2011年度試験対象車種)

アイ	26	エスクード	29
アイリス	31	エスティマ	32
アウトランダー	33	エッセ	17
アクセラ	21	エブリイ	25
アテンザ	31	エリシオン	32
アトレーワゴン	26	エルグランド	16
アリオ	29	オッティ	27
アリオ	29	オデッセイ	32
アルト	18	オーリス	27
アルト ラバン	25	カローラ	27
アルファード	31	カローラアクシオ	27
イスト	27	カローラフィールダー	27
インサイト	21	カローラミオ	28
インプレッサ	19	ギャラン	30
ヴァンガード	31	キャロル	18
ワゴンR	28	キューブ	20
ウィッシュ	23	クセ	28
ウィッシュ	14	クリッパー	27
ウェルファイア	31	コルト	29
ウォクシー	32	ゴルフ	30
エクシーガ	31	サンバー	17
エクストレイル	30		

自動車アセスメントの概要

試験対象車種一覧

掲載車種索引 (五十音順、赤色の文字のクルマは平成24年度試験対象車種)

スズキ株式会社	ミラ	12
アルト	ミラ イース	12
アルト ラバン	ミラ ココア	12
エスクード	ムーヴ	12
エブリイ	ムーヴ カスタム	12
ジムニー	ムーヴ コンテ	12
スィフト	ムーヴ コンテ カスタム	12
スプラッシュ		
ソリオ		
ランディ		
ワゴンR		
ワゴンR スティングレー		
MR ワゴン		
SX4		
ダイハツ工業株式会社		
アトレーワゴン		
タント		
タント エクゼ		
タント エクゼ カスタム		
タント カスタム		
ハイゼット		
ビーゴ		
ブーン		
トヨタ自動車株式会社		
アイリス		
アクア		
アリオ		
アルファード		
イスト		
ヴァンガード		
ウィッシュ		
ウィッシュ		
ウェルファイア		
ウォクシー		
エスティマ		
カローラアクシオ		
カローラフィールダー		
カローラミオ		
シエンタ		

- ② より多くのチャイルドシートのアセスメント評価結果を掲載するため、相手先ブランド（OEM供給）のチャイルドシートについても掲載した。

The screenshot shows the JNCAP website's 'Child Seat Assessment' section. A table lists various child seats, including OEM products and basic models. Red callouts highlight 'OEM 製品' and '基本となった製品'.

順位	販売元	モデル名	基準	取得番号	評価結果
1-1	TOYOTA	トヨタ純正 NEO G-Child ISO leg	新基準適合品	E43 44R040004	takata04-
1-2	TOYOTA	トヨタ純正 NEO G-Child Baby	新基準適合品	E4 4443812	takata04-symphony EC
2-1	LEXUS	レクサス純正 NEO G-Child ISO Leg	新基準適合品	E43 44R040004	takata04-i fix
2-2	LEXUS	レクサス純正 NEO G-Child Baby	新基準適合品	E4 4443812	takata04-symphony EC
3-1	HONDA	Honda ISOFIX Neo	新基準適合品	E43 44R040004	takata04-i fix
3-2	HONDA	スラングード	新基準適合品	E4 4443812	takata04-symphony EC

- ③ 試験結果の検索が容易に行えるよう、トップページから直接検索画面へ遷移するように改善した。

The left screenshot shows the JNCAP website's top navigation bar with '自動車アセスメント' highlighted. The right screenshot shows the '自動車アセスメント 検索' page with search filters.

4) 自動車アセスメント試験結果発表会の開催

自動車アセスメント等を広く一般ユーザーに周知するため、平成25年5月10日・11日に「平成24年度自動車アセスメント試験結果発表会」を二子玉川駅前の「ガレリア」で開催した。

発表会では、新・安全性能総合評価において最高評価（ファイブスター）を得た車両に対し「JNCAPファイブスター賞」を授与した。

受賞車：「三菱 アウトランダー」、「マツダ CX-5」、「スバル レガシィ」、「ホンダ CR-V」、「スバル インプレッサ」、「トヨタ カローラフィールダー」

また、自動車アセスメント試験の得点が過去最高得点となった車両に対し授与する「JNCAP大賞」は、前年の最高得点（179.6点）を超えた三菱「アウトランダー」（185.6点）が

受賞した。

なお、前年の最高得点を超えた車種が3車種あったことから、自動車メーカーの安全な車の開発が進んでいることが窺える。

【概要】

（１）来場者数

報道関係者：66人、一般利用者：29,700人（10日：14,200人、11日：15,500人）

（２）結果発表会

- ① 自動車アセスメントの紹介及び試験結果の発表
- ② JNCAPファイブスター賞の発表及び表彰
- ③ 自動車メーカー技術担当者による衝突安全技術の紹介

（３）一般公開

- ① 自動車メーカー技術担当者による衝突安全技術の紹介
- ② 平成24年度自動車アセスメントで評価が高かった試験車両（計6車種）の展示
- ③ ISO-FIX対応チャイルドシートの展示（装着体験）
- ④ 平成24年度アセスメント試験の実施模様をビデオ放映

【報道実績】

新聞 2紙：日刊自動車新聞、R & I

雑誌 12誌：カーグラフィック、ホリデーオート、月刊自家用車等

Web 3サイト：カーウォッチ、カーセンサーNET、FNNフジニュースネットワーク



【結果発表会で挨拶する理事長】



【ファイブスター賞の表彰の様様】



【ファイブスター賞の取材の様様】



【車両展示の様様】

5) マスメディアに対して自動車アセスメント試験の公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行った。

① 公開試験の実施

平成25年1月17日に一般財団法人日本自動車研究所において、チャイルドシートの前面衝突試験をマスメディアに対して公開した。

また、チャイルドシートの誤使用が幼児に与える影響にかかる調査研究及びチャイルドシートを使用せず、幼児をだっこしたままの急制動の体験も併せて公開した。

【報道実績】

テレビ 3社：日本テレビ「ニュースエブリー」、「ニュースゼロ」、NHK「ニュース845」、日本経済新聞（映像版）

新聞 3紙：日刊自動車新聞、交通毎日新聞、R&I

雑誌 2誌：ホリデーオート、ドライバー

Web 2サイト：カーセンサーNET、カーウォッチ



【チャイルドシートの前面衝突試験の公開】



【テレビ放映の様子（日本テレビ）】

②自動車点検整備推進運動への出展

平成24年10月27日（土）に京葉道路幕張パーキングエリア（下り）にて国土交通省が主催する点検整備推進運動に出展し、自動車アセスメントパンフレットを配布するとともに、ISO-FIX固定式チャイルドシートの展示及びアセスメント関連パネルの展示を行った。

・来場者数：900人 パンフレット配布部数：320部



【パンフレット配布】



【パネル展示とチャイルドシートの取付体験】

③広告掲載

運転者に対する安全な自動車の啓発活動として、首都高速道路の「首都高マップ」に自動車等アセスメントの広告を掲載した。

「首都高マップ」は関東一円のサービスエリア等で24万部が配布された。

【「首都高マップ」の広告】



④ラジオ番組への出演

毎週土曜日昼に放送されているFM大阪の番組「ハッピーカーライフ」に大阪主管支所職員が出演し、自動車アセスメント等の紹介を行い、12月8日、15日、22日の3回にわたり放送された。

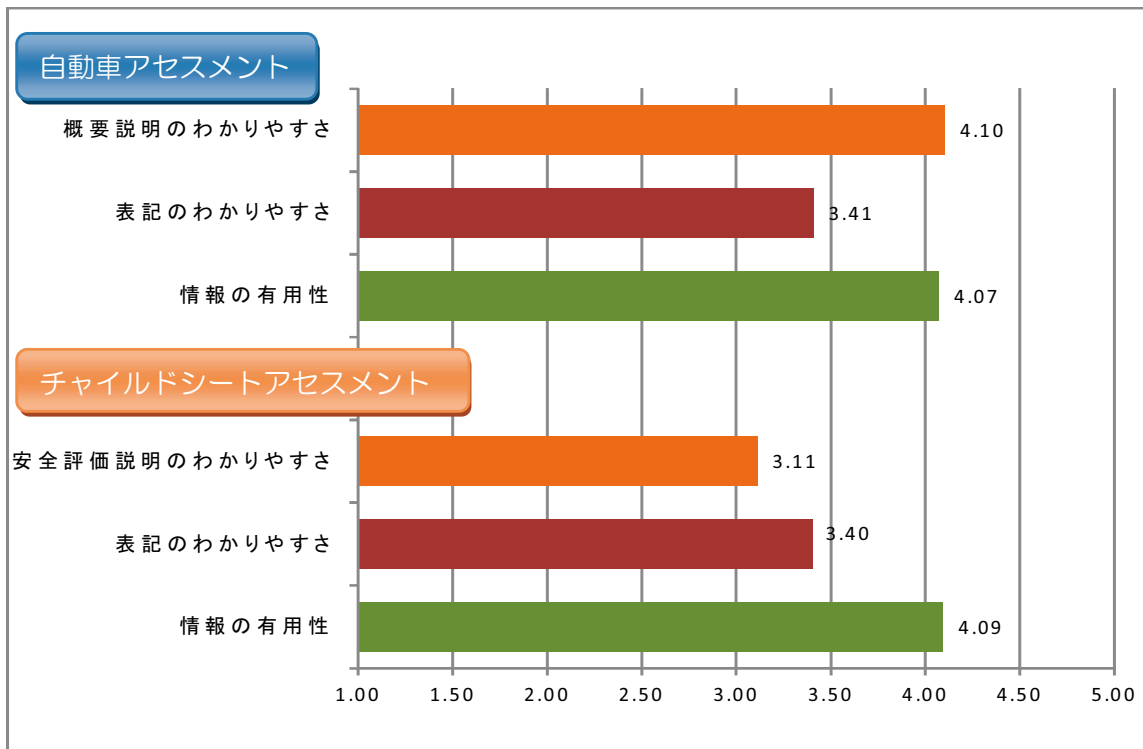
【放送ブースでの収録の様様】



6) ユーザーの評価度

平成25年1月15日～1月30日に無作為に抽出した運転免許保有者に対しアンケート調査を行った結果、目標値である4.0と同一の4.0の評価を得た。

なお、有効回答数は601件であった。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。
- パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行う。
- 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ファイブスターロゴ等の活用

新安全性能総合評価において、最高評価（ファイブスター）を獲得した車を周知するため、NASVAでは該当メーカーへ「ファイブスターロゴ」等の活用について働きかけを行った結果、主に以下の対応があった。

- ・日産自動車（株）は、JNCAPファイブスター受賞車「エルグランド」全車に対し、ロゴマークを貼付している。



- ・トヨタ自動車(株)は、JNCAP大賞受賞車である「CT200h」について、ユーザーに対し安全性が高いことを訴えるためダイレクトメール等の案内状に同賞のロゴマークを掲載している。

【ダイレクトメールの記載例】



中期目標

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担い、車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。
 - エ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
 - オ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
 - カ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画

- ⑤ 後面衝突頸部保護性能の向上のため、後面衝突頸部保護性能試験について試験速度を変更させた上で実施します。
- ⑥ 予防安全技術試験導入のための基礎調査を行います。
- ⑦ 海外の関係機関との情報交換等を図るため、以下の取組を行います。
 - ア 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。
 - イ 世界NCAP会議の結果を踏まえ、アジア諸外国との連携を図ります。
- ⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 後面衝突頸部保護性能の向上のため、後面衝突頸部保護性能試験の試験速度を速度変化時速17.6kmから20kmに変更して実施することとした。
- 2) 予防安全技術試験導入のため、横滑り防止装置(ESC)について実車による試験方法の研究を行うこととした。
- 3) 各国アセスメント関連機関、専門家との情報交換を継続的に実施するとともに各種国際会議に参加し、我が国の試験方法、評価方法等の改善等に役立てることとした。
- 4) 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み

1) 後面衝突頸部保護性能試験の試験速度の変更

後面衝突頸部保護性能の向上を目的として、後面衝突の事故実態を反映した評価とするため、後面衝突頸部保護性能試験の試験速度変化を時速20km（衝突速度を時速36km）に変更して実施した。

また、傷害リスクと評価得点との相関をより詳細に評価するため評価方法を他の試験と同様に4段階から5段階にして公表した。



・評価結果の表示

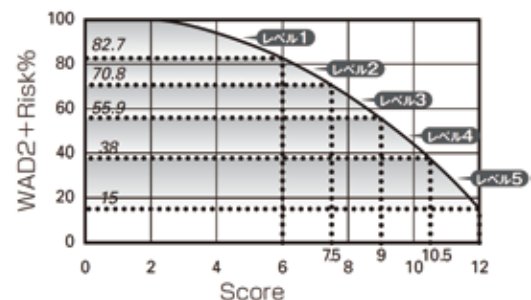
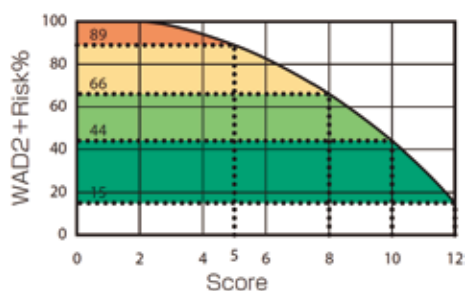
変更前の評価方法



変更後



・傷害リスクと評価得点との相関



2) 横滑り防止装置(ESC)の評価試験方法の調査研究

自動車アセスメント評価項目に導入予定の横滑り防止装置（以下「ESC」という。）について、ESCの性能評価を行うために必要な実車試験等について調査を実施した。

調査はESCの性能が発揮しやすい圧雪路を模擬した路面(低 μ 路)を使用して、さまざまな走行パターンについて試験方法の優位性を調査した。

今後、学識経験者等で構成される予防安全技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い、ESCの有効な評価方法について検討する。



【計測機器を搭載した試験車両】



【圧雪路を模擬した低 μ 路】

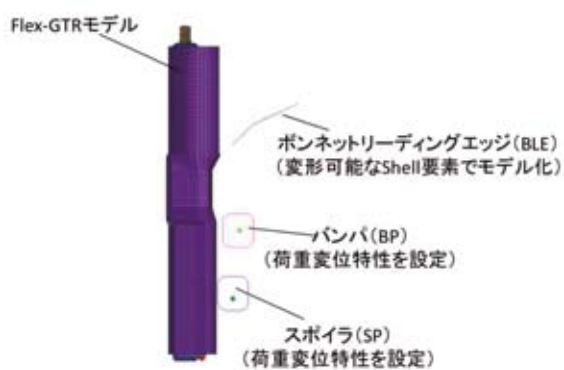
○歩行者保護性能試験における試験速度等の変更に伴う調査研究

歩行者頭部保護技術基準の改定、脚部保護技術基準の制定に伴い、アセスメントで実施している歩行者保護性能評価試験における試験速度及び評価基準を見直す必要があることから、実車を用いた調査及び車両変形のシミュレーション等の調査研究を実施した。

今後、学識経験者等で構成される歩行者保護技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い、試験方法等の改正について検討を開始する。



【実車試験打撃位置】



【シミュレーションモデル解析図】



【頭部実車試験の様様】



【脚部実車試験の様様】

○チャイルドシートの誤使用が幼児に与える影響にかかる調査研究

警視庁の調査結果によると、車両搭載中のチャイルドシートの68%が誤った取付であることから、乗用車の後席に正しい装着と誤った装着をしたチャイルドシートを搭載し、フルラップ前面衝突試験により、誤った取付を行ったチャイルドシートに搭載されたダミーにどのような影響が出るか検証するための試験を実施した。

今後、試験データを解析し誤った装着をしたチャイルドシートの危険性について公表する予定。



【試験車両の準備状況】



【衝突試験終了後の状況】

3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換等を積極的に行うため、以下の国際会議等に出席した。

- ① 平成24年5月22日から24日にマラッカ（マレーシア連邦）で開催された「AUTOMOTIVE SAFETY WEEK 2012」に参加し、諸外国の安全評価の情報収集を行うとともに、同時に開催された「世界NCAP会議」において、JNCAPの概要と予防安全技術による事故低減効果を発表した。
- ② 平成24年6月26日にEuro NCAPの事務局長がNASVAへ来所し、試験方法及び予防安全技術の導入に伴う意見交換を行った。
- ③ 平成24年9月18日から20日まで東京で開催された「世界NCAP会議」においては、NASVAがJNCAP代表として会議を開催し、試験方法、車種選定方法等について議論を行うとともに、予防安全技術のデモンストレーション等の見学案内を行った。
- ④ 平成24年10月8日にアップパーヘイフォード（英国）で実施された被害軽減ブレーキ（AEB）のワークショップに参加し、予防安全技術試験方法等について情報収集を行った。
- ⑤ 平成24年12月3日にバージニア州（米国）にある米国道路安全保険協会（IIHS）を訪問し、予防安全装置（被害軽減ブレーキ、車線維持警報装置）の導入に向けた取組及び試験方法等について情報収集を行った。
- ⑥ 平成24年12月5日にワシントンDC（米国）にある米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）を訪問し、試験方法等の統一について議論するとともに予防安全技術（横滑り防止装置、車線維持警報装置）の試験方法についての情報収集を行った。



世界NCAP会議（マレーシア開催）における発表の様子



Euro NCAPとの意見交換の様子



世界NCAP会議（東京開催）に於いて挨拶を行う理事長



IIHSが採用した新たな試験例（スモールオーバーラップ試験）

⑦ アジア諸外国との連携

MIROS(マレーシアの試験機関)において、ASEAN NCAP として初めて衝突試験を実施し、試験の様様を各国 NCAP 関係者へ公開することとなったため、MIROS より NASVA へ要請があり、平成 24 年 5 月 10～11 日に NASVA 職員を派遣し、試験手順等の事前指導を行った。



【衝突試験の準備に関する指導】



【ダミー検定実施に関する指導】

4) 平成24年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 安全性の向上

安全性の向上については、「助手席の乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められるものの、「運転席の乗員保護性能」については、後継車種の評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値を下回っている。

一方、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグの装備は評価の対象外となっているものの、旧モデルでは装備のなかったサイドカーテンエアバッグが後継車種では4モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいることが窺える。

今後、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行い、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

自動車乗車中よりも歩行中の交通事故死者数が多いなどの事故実態を踏まえ、歩行者の交通事故被害の軽減のために「歩行者保護性能試験における試験速度の変更に伴う調査研究」を実施していることは評価できる。

また、予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入するため、横滑り防止装置(ESC)の試験方法について調査研究を実施する等、導入を目指した取組みは努力が認められる。

海外のアセスメント関係機関とは、JNCAPの取組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の動向について意見交換するなど積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、予防安全技術のアセスメント評価への導入については、国土交通省と開催する自動車アセスメント評価検討会において策定された「予防安全技術の自動車アセスメント評価導入に係るロードマップ」に基づき導入を目指すなど、今後、更なる充実を図る必要がある。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

自動車アセスメント結果発表会の開催、自動車アセスメント試験の公開等積極的に広報活動を行った結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる自動車アセスメントに関する報道が行われた。

また、アセスメント情報をわかりやすく、比較しやすくするためパンフレットの全面的見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

今後も新・安全性能総合評価結果のわかりやすいパンフレット作成及びホームページの改善等によりユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 歩行者保護性能試験の改善について検討を行う。また、予防安全技術試験導入のための調査研究を行う。
- 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てる。
また、これらの関係機関と連携を深める。
- 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度向上にも努めます。

年度計画

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画や国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) NASVA業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 2) 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。
- 3) 国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、アクセス件数が増加することを目指す。

当該年度における取組み

- 1) NASVA業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」のイベントブースにおいてi-NATS（新適性診断システム）の体験受診や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映した。

〔イベントブースにおけるPRの様子〕



〔CM放映の様子（マツダスタジアム）〕



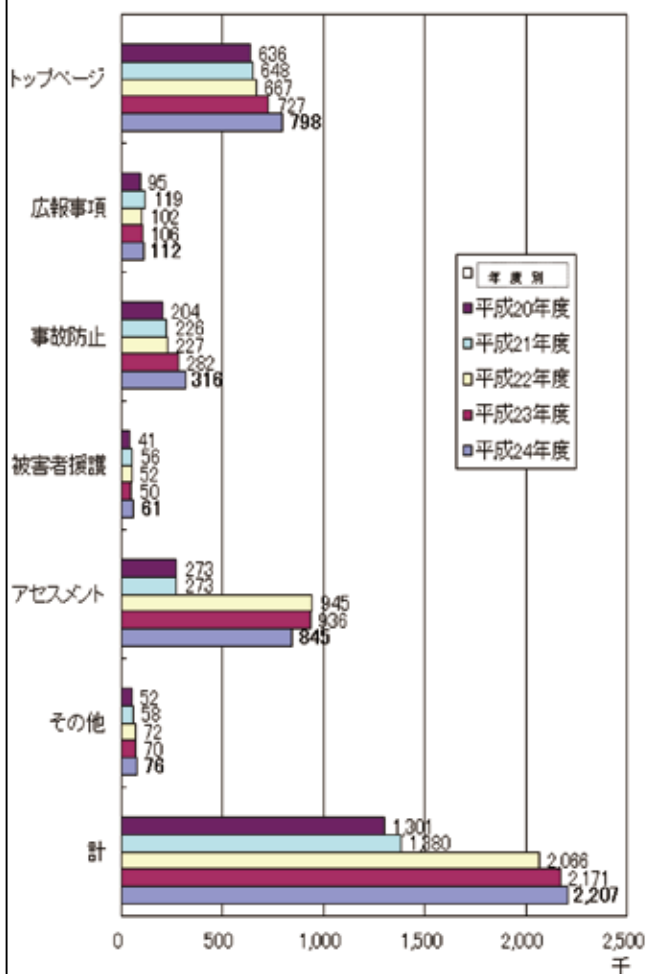
3) ホームページの活用

NASVAが一体となった広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、並びに迅速なデータの追加・更新を行った。

また、指導講習・適性診断のインターネット予約による受講者・受診者の割合を高めるため、トップ画面から予約ページへのアクセスを直接可能とする改善、さらに「NASVA交通事故被害者ホットライン」の認知度向上を図るためにバナーの改善等を行い、利用者の利便性向上を図った。

このような取組を行った結果、平成24年度には全体で約221万件のアクセス件数を記録し、前年度に比べ3万6千件（2%）のアクセス件数の増加となった。

ホームページアクセス実績(20~24年度) (千件)



〔機構ホームページトップ画面〕



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画や国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施する。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指す。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

予算

収支計画

資金計画

(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
収入		費用の部	61,042	資金支出	81,831
政府借入金	0	経常費用	61,042	業務活動による支出	67,961
運営費交付金	34,065	人件費	16,864	投資活動による支出	6,433
施設整備費補助金	1,994	業務費	37,948	財務活動による支出	6,584
政府補助金	17,169	管理関係業務費	6,207	次期中期目標の期間への繰越金	853
回収金等収入	3,383	一般管理費	4,863		
業務収入	9,811	減価償却費	1,344	資金収入	81,831
その他収入	197	財務費用	22	業務活動による収入	66,763
計	66,618	支払利息	22	運営費交付金による収入	34,065
支出		臨時損失	0	政府補助金による収入	17,169
人件費	16,864	固定資産除却損	0	業務収入	13,193
業務経費	39,318	貸倒損失	0	その他収入	2,336
施設整備費	1,994			投資活動による収入	8,954
一般管理費	4,927			有価証券の償還による収入	6,960
貸付金	832	収益の部	61,647	施設整備費による収入	1,994
借入金償還	6,398	運営費交付金収益	33,276	投資その他の資産の精算による収入	0
計	70,333	政府補助金	17,169	その他収入	0
		業務収入	9,811	財務活動による収入	0
		その他収入	231	政府借入金による収入	0
		寄付金収益	0	前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114
		資産見返運営費交付金戻入	1,153		
		資産見返補助金戻入	9		
		資産見返物品受贈額戻入	0		
		臨時利益	0		
		純利益	606		
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	1		
		総利益	606		

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

第3 期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

〔注記〕 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97、平成 28 年度は対 23 年度 0.85 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98、平成 28 年度は対 23 年度 0.90 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

年度計画

以下のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	6,943
施設整備費補助金	379
政府補助金	3,288
回収金等収入	715
業務収入	1,991
その他収入	95
計	13,411
支出	
人件費	3,376
業務経費	7,847
施設整備費	379
一般管理費	1,014
貸付金	183
借入金償還	1,356
計	14,155

収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	11,892
経常費用	11,892
人件費	3,376
業務費	7,203
管理関係業務費	1,308
一般管理費	1,000
減価償却費	308
財務費用	5
支払利息	5
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	11,949
運営費交付金収益	6,329
政府補助金	3,288
業務収入	1,991
その他収入	72
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	268
資産見返補助金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	57
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1
総利益	57

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	22,298
業務活動による支出	17,449
投資活動による支出	556
財務活動による支出	1,395
翌年度への繰越金	2,898
資金収入	22,298
業務活動による収入	13,424
運営費交付金による収入	6,943
政府補助金による収入	3,288
業務収入	2,706
その他収入	488
投資活動による収入	2,759
有価証券の償還による収入	2,380
施設整備費による収入	379
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前年度よりの繰越金	6,114

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額2,640百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）

次頁のとおりに。

平成 24 年度 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25 年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成 24 年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成24年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	6,943	6,712	231
施設整備費補助金	379	350	29
政府補助金	3,288	3,179	108
回収金等収入	715	658	57
業務収入	1,991	2,348	▲357
その他収入	95	124	▲29
計	13,411	13,371	40
支出			
人件費	3,376	3,069	307
業務経費	7,847	7,598	249
施設整備費	379	350	29
一般管理費	1,014	983	31
貸付金	183	89	95
借入金償還	1,356	1,356	0
計	14,155	13,445	710

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	11,892	11,818	74
経常費用	11,892	11,815	77
人件費	3,376	3,069	307
業務費	7,203	7,452	▲249
管理関係業務費	1,308	1,289	19
一般管理費	1,000	941	59
減価償却費	308	348	▲40
財務費用			
支払利息	5	5	0
臨時損失	0	3	▲3
固定資産除却損	0	3	▲3
貸倒損失	0	0	0
収益の部	11,949	11,845	104
運営費交付金収益	6,329	5,953	375
政府補助金	3,288	3,137	151
業務収入	1,991	2,348	▲357
その他収入	72	93	▲21
寄付金収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	268	310	▲42
資産見返補助金戻入	2	3	▲1
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
貸倒引当金戻入	0	0	0
臨時利益			
固定資産売却益	0	1	▲1
純利益	57	27	30
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	11	▲11
総利益	57	39	19

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	22,298	23,577	▲1,279
業務活動による支出	17,449	17,801	▲352
投資活動による支出	556	3,022	▲2,466
財務活動による支出	1,395	1,395	0
翌年度への繰越金	2,898	1,358	1,540
資金収入	22,298	23,577	▲1,279
業務活動による収入	13,424	12,963	461
運営費交付金による収入	6,943	6,712	231
政府補助金による収入	3,288	3,179	108
業務収入	2,706	2,999	▲293
その他収入	488	73	414
投資活動による収入	2,759	2,732	27
有価証券の償還による収入	2,380	2,380	0
施設整備費による収入	379	350	29
投資その他の資産の精算による収入	0	1	▲1
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	6,114	7,882	▲1,768

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・当期総利益 39 百万円の発生要因

当期総利益 39 百万円は、当期純利益 27 百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額 11 百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係るものであり、国債等有価証券の受取利息等による収益である。
- ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた 12 百万円のうち、当期の費用の財源に充てるために取崩したものであり、主として事務所借料の前払費用である。

このため、当該総利益については、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」(H19.7.4) について示されている経営努力基準に該当しないため、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年 of 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1, 200百万円とします。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

年度計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年 of 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

年度計画

以下のとおり。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設整備費	379	施設整備費補助金
(内訳)		
・東北療護センター コンピューター断層撮影装置 (CT) の更新	146	
・中部療護センター 核医学画像診断装置 (SPECT (RI)) の更新	150	
・中部療護センター サイクロترون電源及び制御機器の更新	84	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

年度計画における目標設定の考え方

平成24年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ・東北療護センター コンピューター断層撮影装置 (CT) の更新
- ・中部療護センター 核医学画像診断装置 (SPECT (RI)) の更新
- ・中部療護センター サイクロترون電源及び制御機器の更新

当該年度における取組み

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額
① 東北療護センター コンピューター断層撮影装置（CT）の更新	146	160
② 中部療護センター 核医学画像診断装置（SPECT（RI））の更新	150	124
③ 中部療護センター サイクロترون電源及び制御機器の更新	84	67
合 計	379	350

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成24年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 東北療護センター コンピューター断層撮影装置（CT）の更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 中部療護センター 核医学画像診断装置（SPECT（RI））の更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）
- ③ 中部療護センター サイクロترون電源及び制御機器の更新
→ 随意契約（公募）

(2) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

年度計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表することとした。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 役職員の給与水準について

○ 給与水準の適正化に向けた取組

- ① 人事院勧告を踏まえて、平成24年4月から役員の俸給月額を0.5%、職員の俸給月額を平均0.23%引き下げた。
- ② 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、国家公務員に準拠して、平成24年4月から平均7.8%の減額を実施した（平成26年3月まで）。
 - ・ 役員：俸給月額、特別手当及び特別地域手当を9.77%減額
 - ・ 職員：俸給月額を3級以下4.77%、4級から7級まで7.77%、8級以上9.77%の減額
管理職手当を10%減額、期末・勤勉手当を9.77%減額
地域手当、広域異動手当、超過勤務手当を減額後の俸給月額に連動して減額

③ 新規職員を平成24年度に18人採用し、職員の新陳代謝を図った。

○ 平成24年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成24年度は（年齢勘案）104.5となった。

104.5（前年度 105.1 前々年度 104.7）

中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

今後も、引き続き、総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行うとともに、新規職員を採用して職員の新陳代謝の効果により給与水準の適正化を図りつつ、平成28年度までに対国家公務員指数が年齢勘案で100.0以下に引き下げるよう、給与水準の見直しを行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○国家公務員に比べて給与水準が高くなっている理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

○平成25年4月の新規職員採用

新規職員を27人採用し、引き続き職員の新陳代謝を図っている。

○役職員の退職手当の引き下げ

平成25年1月1日に施行された国家公務員退職手当法の一部改正の趣旨を踏まえ、国家公務員の退職手当制度の改正に準じた措置を講ずるため、退職手当支給規程を一部改正し、役員に関しては平成25年4月1日、職員に関しては平成25年6月30日に改正規程を施行。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報